

栗原市

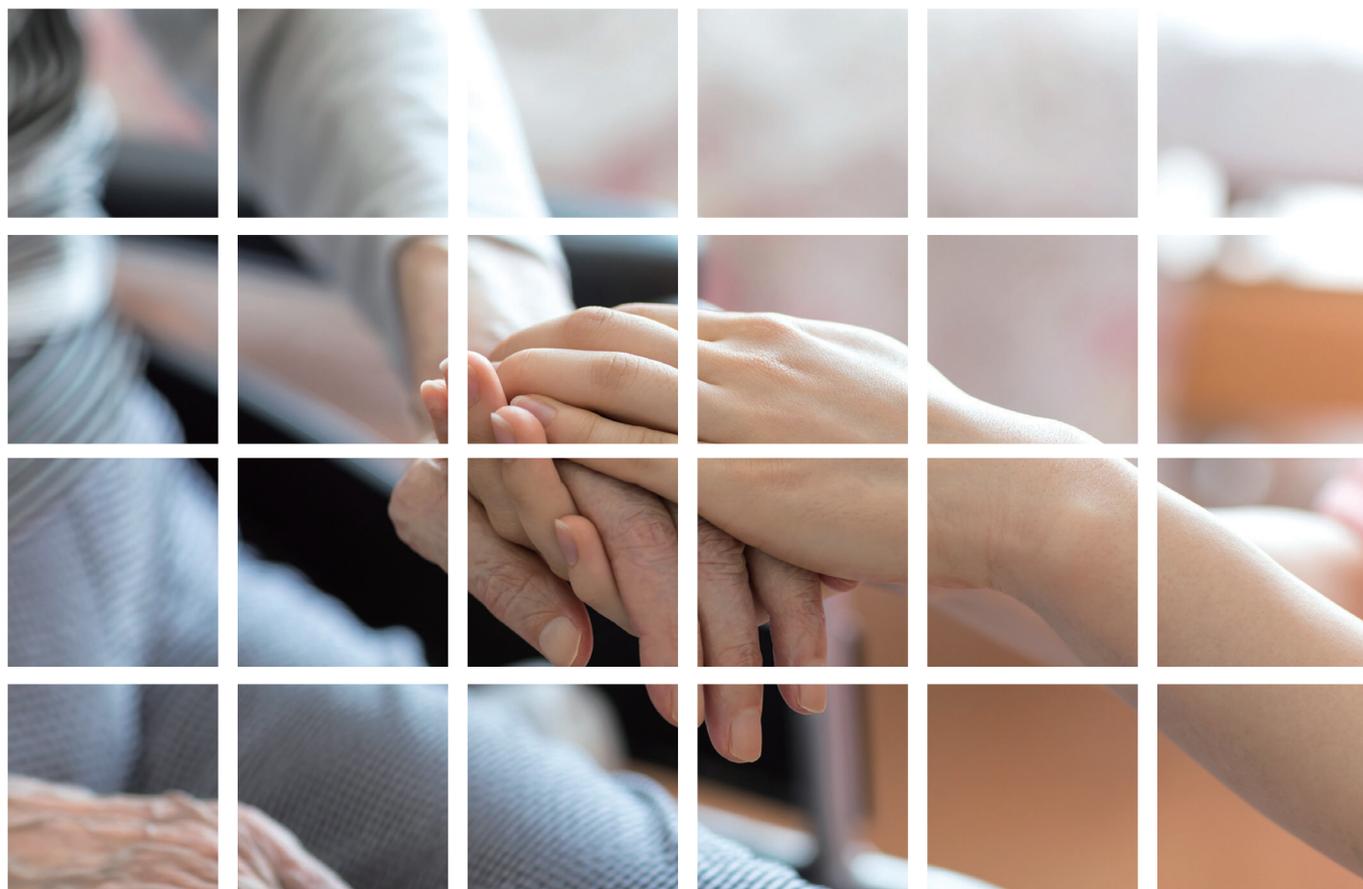
障害者基本計画

第7期

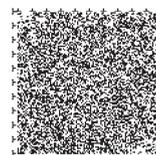
障害福祉計画

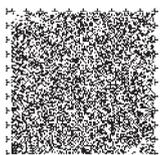
第3期

障害児福祉計画



令和6年3月
栗原市





はじめに

本市では、「障害者一人ひとりが、意義のある生活を送るために」を基本理念とする「栗原市障害者基本計画」を策定し、障害福祉施策を進めてまいりました。

今年度は、計画策定から6年目となりますが、この間、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたほか、近年の災害事情を踏まえた防災対策、医療的ケア児や強度行動障害者等への支援体制の整備、障害者差別解消法の改正に基づく障害者への配慮など、障害者やその家族を取り巻く環境やニーズも大きく変化しています。



こうした状況の中で、今後の本市における障害者施策の推進方向を示すため、これまでの法改正や各種施策の実施状況等を踏まえた新たな視点から計画内容の見直しを行い、このたび、新たに「栗原市障害者基本計画」の見直しを行いました。

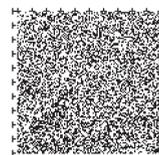
新たな計画では、これまで取り組んできた計画の基本理念を継承しつつ、障害のある人の多様なニーズに応えるため、7つの基本方針及び重点事項とともに、保健、医療、福祉、教育、雇用などの各分野の関係者や事業者と横断的な連携を図りながら、地域の皆様と一体となって各施策を推進してまいります。

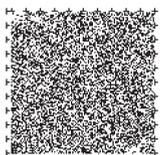
また、3年間を1期とする障害福祉計画、障害児福祉計画についても、国の基本方針に基づき、新たに「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を一体的に策定し、今後3年間の障害福祉サービス提供体制の確保とともに、成果目標に基づき、障害のある人が自己選択・自己決定ができるよう、着実に取り組んでいきたいと考えていますので、引き続き、関係各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご協力いただきました栗原市障害者基本計画策定等協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見募集など、様々な機会において貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

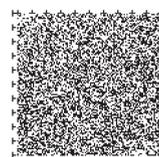
栗原市長 佐藤 智



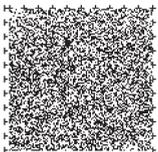


〔目 次〕

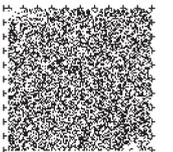
第1部 総論	1
第1章 計画の基本事項	1
第2章 障害者を取り巻く状況	5
第3章 障害福祉施策の重点事項	16
第4章 基本理念と基本方針	22
第5章 施策体系	25
第2部 障害者基本計画	27
基本方針1 障害への理解と交流の推進	27
1-1 障害への理解の推進	29
1-2 交流機会の拡大	29
1-3 福祉教育の推進	30
1-4 地域福祉の推進	30
基本方針2 保健・医療の充実	31
2-1 地域医療・医学的リハビリテーションの充実	33
2-2 心と体の健康づくりの推進	34
2-3 乳幼児期の適切な保健・療育の確保	34
基本方針3 教育・育成の充実	35
3-1 特別支援教育体制の充実	36
3-2 就学前保育・療育支援の充実	37
基本方針4 雇用・就業の確保	38
4-1 一般就労の促進と定着支援	40
4-2 福祉的就労の場の確保	40
4-3 雇用対策の強化	40
基本方針5 生活支援サービスの充実	41
5-1 相談体制の充実	43
5-2 在宅生活への支援の充実	44
5-3 日中活動への支援の充実	44
5-4 居住の場への支援の充実	44
5-5 差別解消・権利擁護等の制度の周知	45
基本方針6 生活環境の整備充実	47
6-1 情報発信・意思疎通支援の充実	49
6-2 障害者にやさしい公共空間の整備・住まいの確保	49
6-3 外出手段の確保	50
6-4 災害時や生活安全対策の推進	50

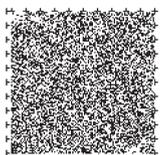


基本方針7	まちづくり活動への参加促進	51
7-1	社会参加の支援	51
7-2	文化、スポーツ・レクリエーションへの参加の促進	52
7-3	障害者団体等の活性化	52
第3部	第7期障害福祉計画	53
第1章	障害福祉計画について	53
第2章	第7期計画における成果目標の設定	56
第3章	計画期間におけるサービスの見込み量	62
1	訪問系サービスの見込み量	63
2	日中活動系サービスの見込み量	65
3	施設系サービスの見込み量	69
4	居住支援系サービスの見込み量	70
5	訓練系・就労系サービスの見込み量	72
6	相談支援の見込み量	79
7	地域生活支援事業サービスの見込み量	81
第4部	第3期障害児福祉計画	89
第1章	障害児福祉計画について	89
第2章	第3期計画における成果目標の設定	90
第3章	計画期間におけるサービスの見込み量	92
第5部	計画の推進	97
第1章	計画の推進体制	97
第2章	計画の進行管理	99
資	料	編
資料1	策定委員一覧	101
資料2	栗原市内の障害福祉サービス等事業所	102
資料3	用語解説	105



第1部 総論





第1章 計画の基本事項

1 計画の目的

栗原市（以下「本市」とします。）では、「障害者一人ひとりが、意義のある生活を送るために」を基本理念とした「栗原市障害者基本計画（平成30年度から令和5年度）」を策定し、障害のあるなしに関わらず、共に地域で自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護など、計画的な障害福祉施策の推進に取り組んできました。

また、「栗原市障害福祉計画」、「栗原市障害児福祉計画」では、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、質量の確保に努めてきました。

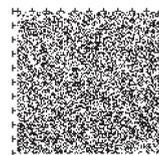
この期間にも、国においては令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正法が成立するなど、障害者を取り巻く環境は変化しています。

また、令和6年4月からは、障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の多様な就労ニーズに対する支援など、法律の改正による新たな制度も始まります。

一方で、本市においては、人口の減少とともに障害者数も減少していますが、高齢化や障害の重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、家庭内、当事者の課題は多様化、複雑化することが懸念されています。

そのため、障害者が地域でこれからも安心して暮らすことができるよう、引き続き、時代に即し、障害者や家族に寄り添い、誰一人取り残さない施策の推進が望まれています。

この度、障害者基本計画及び第6期障害福祉計画及び第2期栗原市障害児福祉計画が令和5年度で計画期間の終了を迎えるため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、「栗原市障害者基本計画」、「第7期栗原市障害福祉計画」、「第3期栗原市障害児福祉計画」を新たに策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保を推進し、業務の円滑な実施を目指します。

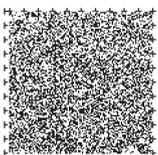
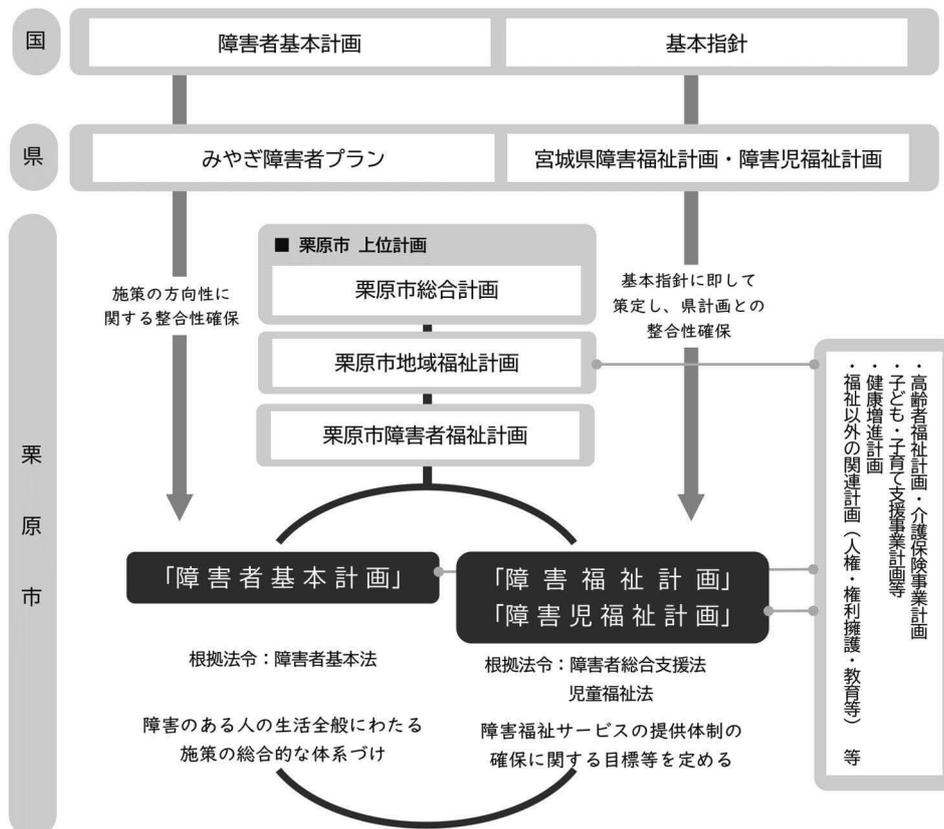


2 計画の位置づけ

本計画の法定上の位置づけは、次のとおりであり、「栗原市障害者基本計画」、「第7期栗原市障害福祉計画」「第3期栗原市障害児福祉計画」から構成されます。

- 障害者基本計画（障害者基本法 第11条 第3項）
 - ⇒ 主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定め、障害者のための施策に関する基本的な計画となります。
- 障害福祉計画（障害者総合支援法 第88条 第1項）
 - ⇒ 主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込み量を定め、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。
- 障害児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）
 - ⇒ 障害児福祉サービスなどの見込み量を定め、障害児福祉サービス等の確保に関する計画となります。
- その他
 - ⇒ 計画の策定にあたっては、上位計画である「第2次栗原市総合計画」、「栗原市地域福祉計画（第4期）」をはじめ、関連する介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等、本市の保健福祉関連計画との整合にも配慮します。

図表 計画の位置づけ



3 計画の対象者

本計画における「障害者」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害、難病患者（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、発達障害、高次脳機能障害など、障害者手帳の有無に関わらず、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

また、共生社会の実現のためには、すべての市民の理解と協力が必要となります。

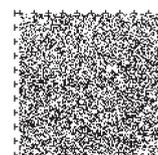
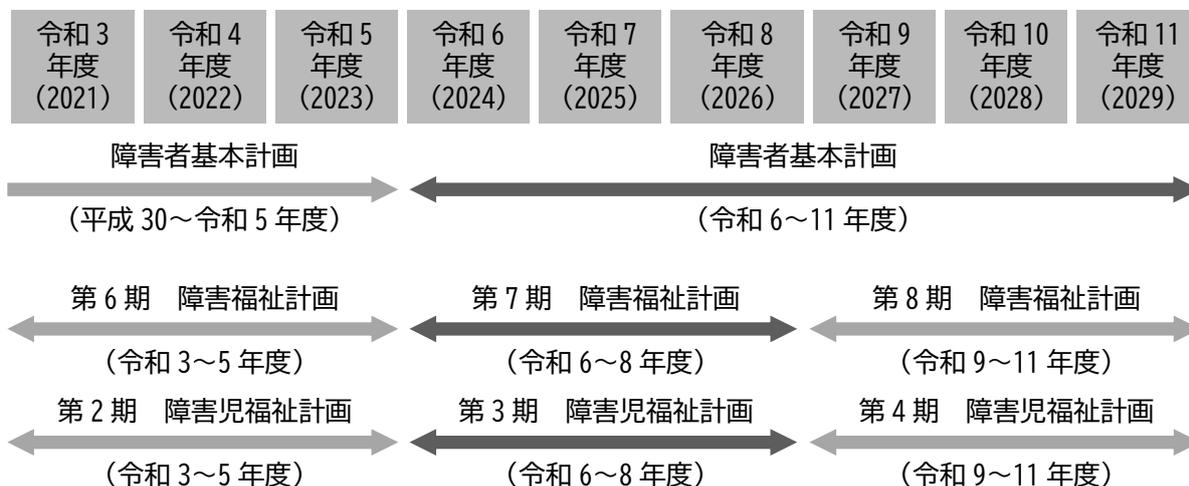
そのため、本計画の直接の対象は「障害者」自身ですが、全市民を対象とします。

4 計画の期間

「障害者基本計画」については、令和6年度から令和11年度までの6か年、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間として策定します。

なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画の期間



5 策定体制

本計画は、次のような策定体制により、実施しました。

(1) アンケート調査による障害者の意向把握

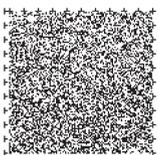
本計画策定の基礎資料として、障害者（身体障害・知的障害・精神障害者（児）等）を対象に「病気や障害のある方への支援 暮らしやすいまちづくりのためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

《 調 査 概 要 》

- 調 査 対 象：市内に居住している身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び住所地特例の方（2,000人）
- 調 査 内 容：（障害のある方への調査）
 - ① 調査票の記入者
 - ② 回答者の属性
 - ③ 障害の状況
 - ④ 住まいや日中の暮らし
 - ⑤ 相談・情報提供
 - ⑥ 障害福祉サービス
 - ⑦ 保健・医療
 - ⑧ 外出
 - ⑨ 仕事
 - ⑩ 権利擁護・虐待防止
 - ⑪ 地域防災や緊急時のこと
 - ⑫ 地域での支え合いや障害への理解
 - ⑬ 栗原市の障害福祉について
- （介護や手助けをしている人への調査）
 - ① 障害のある方の介護や手助け
 - ② 障害のあるお子さん（18歳未満）の子育てや介護、手助け
- 調 査 期 間：令和4年11月1日～11月18日
- 調 査 方 法：郵送配布・回収
- 回 収：1,066票（53.3%）

(2) 策定委員会による審議

本計画の策定は、「栗原市障害者基本計画策定等協議会（以下、「策定協議会」という。）」において、審議を行いました。



第2章 障害者を取り巻く状況

1 障害者施策をめぐる動き

平成29年3月の「栗原市障害者基本計画」の策定以降、国においても、障害者の積極的な社会参画に向けた整備が進められるなど、「共に生きる地域づくり」（共生社会）の視点から、障害のある人の生活の質を高め、生涯を安心して暮らせる福祉のまちを実現するために、様々な社会的障壁を越えて社会全体で取り組む方向性が示されました。

また、障害者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化し、障害者の積極的な社会参画に向けた整備が進められ、市町村においても、障害者の雇用促進や、医療的ケア児や強度行動障害者等への支援、情報アクセシビリティ（情報の取得のしやすさ）の向上といった、社会的変化にも対応する福祉のまちづくりの推進が求められています。

さらに、「誰一人取り残さない」をスローガンに2030年までに全世界で達成を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて取り組む必要があります。

（1）法や制度に基づく動き

① 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

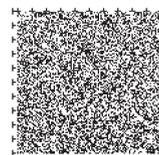
すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

法律では、特に障害者が障害の種類や程度にあった手段を選べるようにすることを規定しています。

② 障害者差別解消法改正法

障害者差別解消法は「障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現すること」を目的とし、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めており、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

改正法では、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国と地方自治体の連携協力の責務規定を新設し、障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成、確保する責務を明確化するなど、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを目的としています。



③ 医療的ケア児支援法

医療的ケア児とその家族への支援について、国や地方公共団体等の責任と義務を明確にし、医療的ケア児の健やかな成長を図ることで、その家族の離職を防止し、家族の生き方の選択肢を増やすことを目的としています。

④ 強度行動障害者等への支援体制の整備

自分自身や周りの人を傷つけたり、ものを壊したりといった行動が頻繁にみられる強度行動障害のある人やその家族を支えるため、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ、支援体制の整備を図ることとしています。

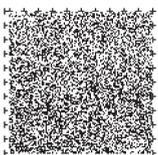
⑤ 改正障害者雇用促進法に基づく法定雇用率、就労選択による社会参加の促進

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念のもと、すべての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があり、改正障害者雇用促進法に基づき、令和6年4月以降、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。

また、令和4年に改正された障害者総合支援法では、特に障害者の就労支援及び障害者雇用の質の向上の推進に向けて、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援する就労選択支援が新たなサービスが創設されます。

図表 (参考) 法定雇用率

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	<u>37.5人以上</u>

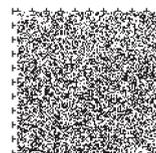


(2) SDGsによる「誰一人取り残さない」取組の推進

SDGs（持続可能な開発目標）では、持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない」ことを目指しており、障害者も取り残されてはならない存在です。

そのため、障害者施策の推進にあたっては、あらゆる人が排除されないことを意味する「インクルーシブ」の視点を持ち、誰もが自立して安全安心な社会を実現していくために各分野で取り組んでいくことが求められています。

特にインクルーシブ教育は、「障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの」であることが、特別支援教育の理念に盛り込まれており、すべての子どもが同じ場所や同じ機会学べる教育の実現が望まれています。



2 栗原市の概況

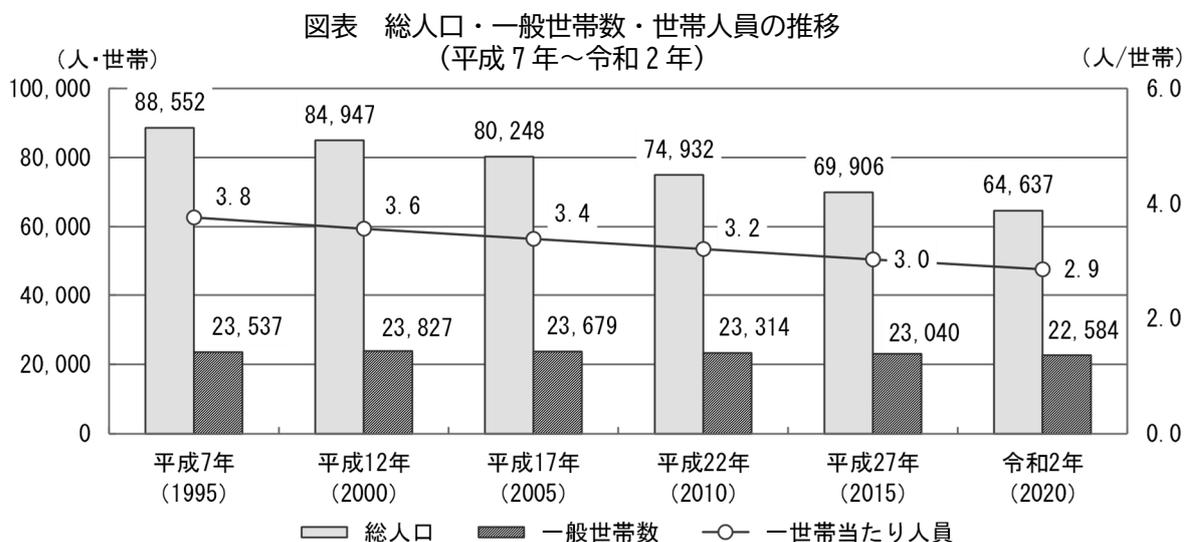
本市の概況を次のとおり、整理します。

(1) 総人口・世帯数の推移

平成7年以降の国勢調査における本市の総人口の推移は減少傾向にあります。

令和2年では64,637人となっており、平成22年からの10年間で、10,295人(年平均約1,000人)減少しています。

一方一般世帯数は、令和2年で22,584世帯、1世帯当たりの人員は2.9人となっており、核家族化・小家族化が進行していることがうかがえます。

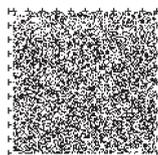


(単位：人・世帯)

区分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総人口	88,552	84,947	80,248	74,932	69,906	64,637
15歳未満	14,282	11,466	9,576	8,427	7,255	6,262
15～64歳	54,036	50,099	45,866	42,079	36,888	31,948
65歳以上	20,234	23,382	24,804	24,383	25,064	26,204
一般世帯数	23,537	23,827	23,679	23,314	23,040	22,584
一世帯当たり人員	3.8	3.6	3.4	3.2	3.0	2.9

※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。

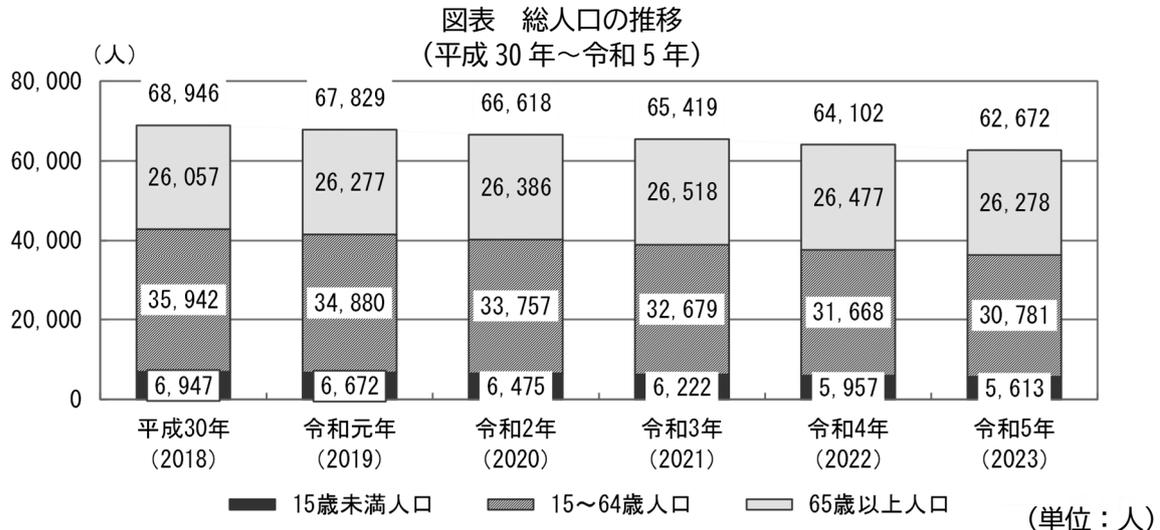
資料：国勢調査



(2) 住民基本台帳による人口構造（年齢3区分）

直近の人口推移の把握として、平成30年以降の住民基本台帳における年齢3区分の人口の推移をみると、令和5年の15歳未満人口は5,613人、15～64歳人口は30,781人となっており、65歳未満の人口は減少が続いています。

65歳以上人口は、令和4年より減少に転じ、令和5年には26,278人となっています。



区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	68,946	67,829	66,618	65,419	64,102	62,672
15歳未満	6,947	6,672	6,475	6,222	5,957	5,613
15～64歳	35,942	34,880	33,757	32,679	31,668	30,781
65歳以上	26,057	26,277	26,386	26,518	26,477	26,278

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(3) 産業構造

国勢調査による本市の産業構造は、商業・サービス業の第3次産業を中心とした産業構造となっており、令和2年で就業者数の5割強を占めています。

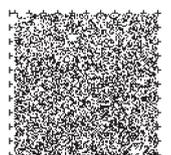
就業者数は、平成7年の45,167人から令和2年には32,223人と減少しており、分類不能を除いた各産業で、就業者数と同様に減少が続いています。

図表 産業構造（就業人口）の推移
(平成7年～令和2年)

(単位：人)

区 分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
就業者数	45,167	42,322	39,372	34,655	33,661	32,223
第1次産業	9,422	7,250	7,017	5,170	4,834	4,589
第2次産業	15,945	14,892	11,744	9,740	9,195	8,597
第3次産業	19,766	20,098	20,562	19,180	18,774	17,844
分類不能	34	82	49	565	858	1,193

資料：国勢調査

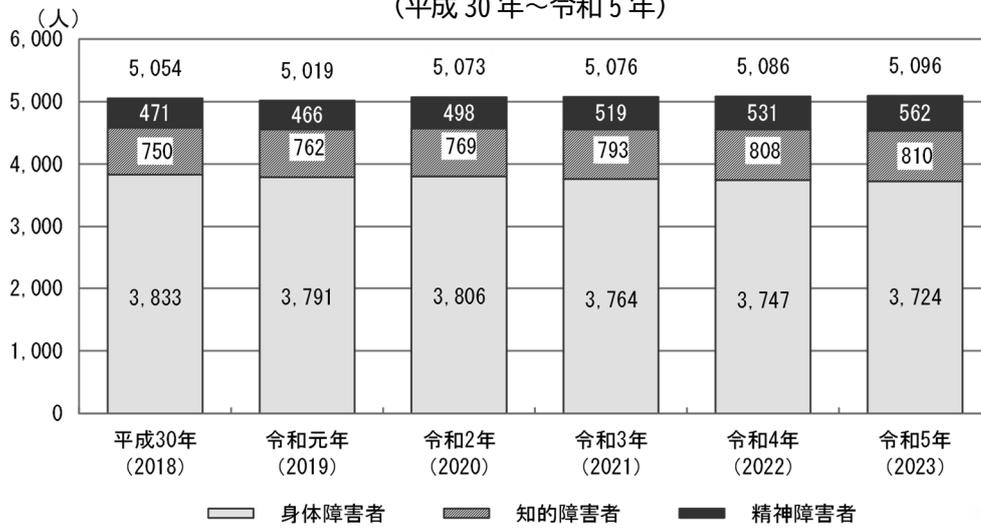


3 栗原市の障害のある方を取り巻く状況

(1) 障害手帳所持者数

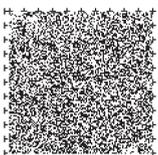
平成30年以降の手帳交付者数の推移をみると、身体障害者は減少傾向、知的障害者・精神障害者は増加傾向にあり、障害ごとに増加や減少の傾向はあるものの、障害手帳所持者数は、ほぼ横ばいを続けており、令和5年の障害手帳所持者の合計は5,096人となっています。

図表 障害者手帳所持者数の推移
(平成30年～令和5年)



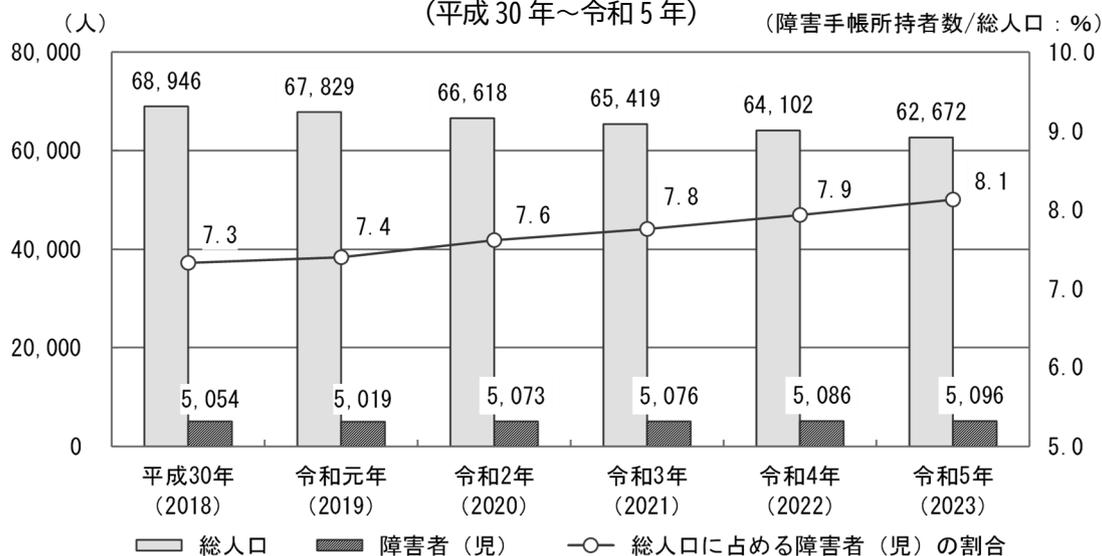
区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
障害手帳所持者数	5,054	5,019	5,073	5,076	5,086	5,096
身体障害者手帳所持者	3,833	3,791	3,806	3,764	3,747	3,724
療育手帳所持者	750	762	769	793	808	810
精神障害者保健福祉手帳所持者	471	466	498	519	531	562

資料：宮城県（各年3月末現在）



また、総人口に占める障害者（児）の割合は、総人口は減少を続けているのに対し、障害者（児）は、ほぼ横ばいを続けており、令和5年における住民基本台帳の総人口（62,672人）に占める障害手帳所持者の割合は、8.1%となっています。

図表 障害者手帳所持者数及び総人口に占める割合
(平成30年～令和5年) (障害手帳所持者数/総人口：%)



(単位：人・%)

区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	68,946	67,829	66,618	65,419	64,102	62,672
障害手帳所持者数	5,054	5,019	5,073	5,076	5,086	5,096
総人口に占める割合	7.3	7.4	7.6	7.8	7.9	8.1

資料：住民基本台帳・宮城県（各年3月末現在）

(2) 身体障害者

身体障害者手帳所持者数の状況は減少推移となっており、令和5年3月末現在の手帳所持者数は3,724人、本市の障害者の73.1%を占めています。

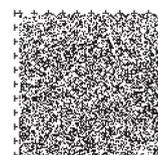
また、令和5年においては、手帳の等級は1級、障害の種類は肢体不自由が最も多くなっています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移
(平成30年～令和5年)

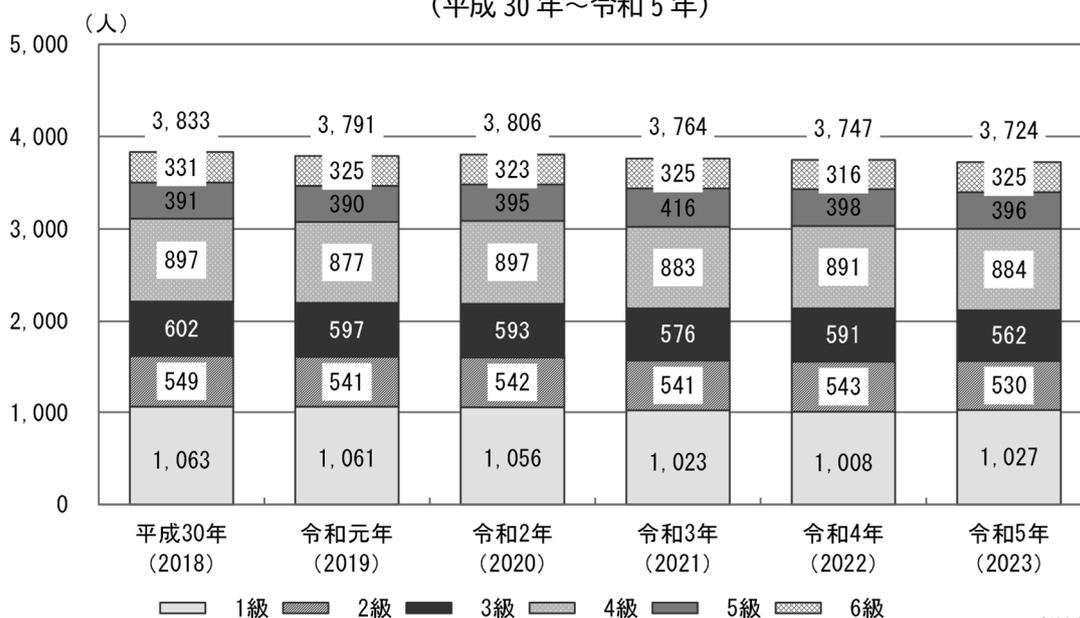
(単位：人・%)

区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
身体障害者(児)	3,833	3,791	3,806	3,764	3,747	3,724
18歳未満	57	60	60	63	62	63
18歳以上	3,776	3,731	3,746	3,701	3,685	3,661
18歳未満の割合	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7
障害者(児)全体に占める割合	75.8	75.5	75.0	74.2	73.7	73.1

資料：宮城県（各年3月末現在）



図表 手帳の等級の推移
(平成30年～令和5年)



(単位：人)

区分	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
身体障害者(児)	3,833	3,791	3,806	3,764	3,747	3,724
1級	1,063	1,061	1,056	1,023	1,008	1,027
2級	549	541	542	541	543	530
3級	602	597	593	576	591	562
4級	897	877	897	883	891	884
5級	391	390	395	416	398	396
6級	331	325	323	325	316	325

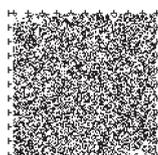
資料：宮城県(各年3月末現在)

図表 障害の種類別の推移
(平成30年～令和5年)

(単位：人)

区分	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
身体障害者(児)	3,833	3,791	3,806	3,764	3,747	3,724
視覚障害	221	235	230	243	241	215
聴覚・平衡機能障害	379	366	364	365	353	360
音声・言語・そしゃく機能障害	46	47	46	46	42	41
肢体不自由	2,066	2,015	2,014	1,979	1,970	1,984
内部障害	1,121	1,128	1,152	1,131	1,141	1,124

資料：宮城県(各年3月末現在)



(3) 知的障害者

療育手帳所持者数は、年々増加しており、令和5年3月末日現在の手帳所持者数は810人、本市の障害手帳所持者数の15.9%を占めています。

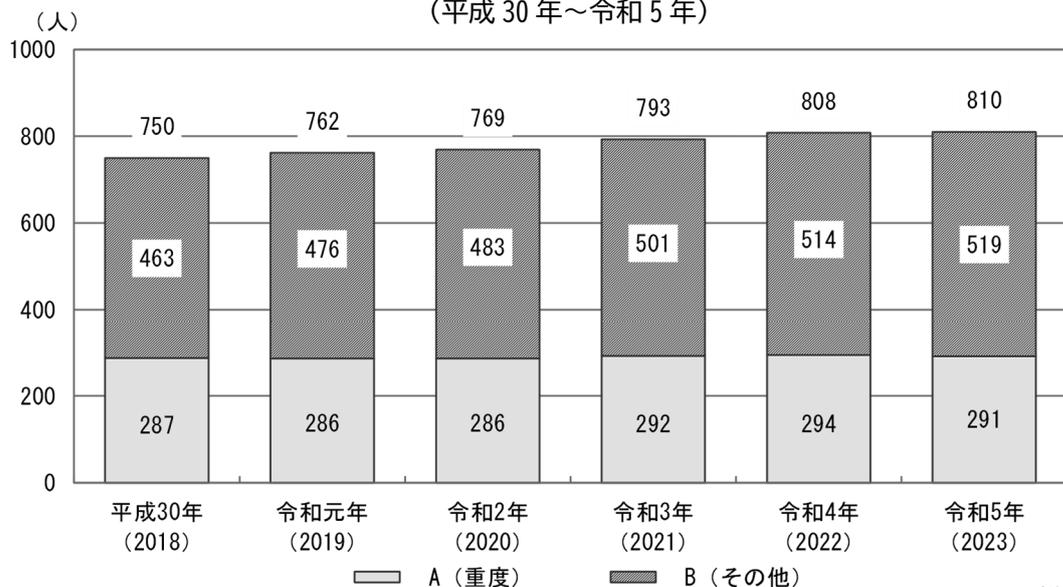
障害程度別にみると、令和5年の判定別では、重度であるA判定の方が291人、B判定の方が519人となっています。

図表 療育手帳所持者数の推移
(平成30年～令和5年)

(単位：人・%)

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
知的障害者(児)	750	762	769	793	808	810
18歳未満	100	103	100	113	110	106
18歳以上	650	659	669	680	698	704
18歳未満の割合	13.3	13.5	13.0	14.2	13.6	13.1
障害者(児)全体に占める割合	14.8	15.2	15.2	15.6	15.9	15.9

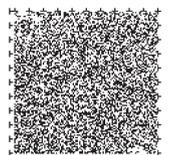
図表 判定別の推移
(平成30年～令和5年)



(単位：人)

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
知的障害者(児)	750	762	769	793	808	810
A (重度)	287	286	286	292	294	291
B (その他)	463	476	483	501	514	519

資料：宮城県（各年3月末日現在）



(4) 精神障害者

精神障害者の推移をみると、令和元年に精神障害者の合計は減少していますが、以降は増加を続け、令和5年には562人となっています。

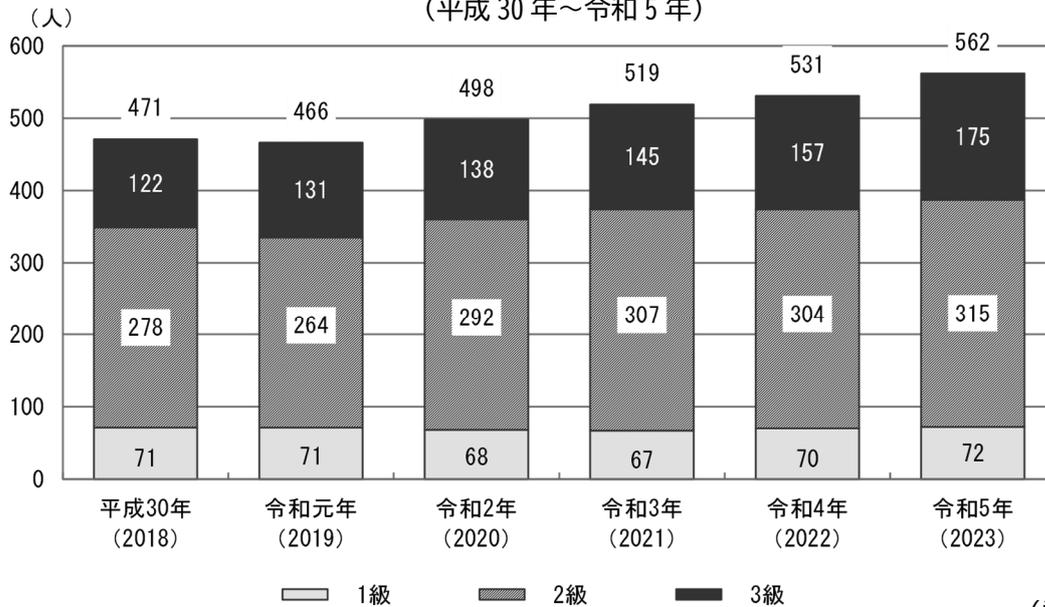
等級別にみると、令和5年の「1級」は72人とほぼ横ばいを続けていますが、「2級」(315人)、「3級」(175人)は増加傾向にあります。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移
(平成30年～令和5年)

(単位：人・%)

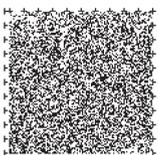
区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
精神障害者(児)	471	466	498	519	531	562
障害者(児)全体に占める割合	9.3	9.3	9.8	10.2	10.4	11.0

図表 手帳の等級の推移
(平成30年～令和5年)



(単位：人)

区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
精神障害者(児)	471	466	498	519	531	562
1級	71	71	68	67	70	72
2級	278	264	292	307	304	315
3級	122	131	138	145	157	175



(5) 自立支援医療（精神通院医療）認定者の推移

自立支援医療（精神通院医療）認定者の推移をみると、平成30年以降増加傾向にあり、令和5年には989人となっています。

図表 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移
（平成30年～令和5年）

（単位：人）

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
精神通院医療対象者	937	876	909	821	939	989

資料：宮城県（各年3月末現在）

(6) 難病等

特定疾患医療受給者の推移をみると、令和5年は662人となっており、増加傾向にあります。一方、小児慢性特定疾患医療受給者の推移は、令和5年で43人となっており、減少傾向にあります。

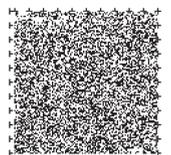
また、特定疾患医療受給者と小児慢性特定疾患医療受給者を合計した難病患者の推移をみると、令和5年は705人と増加傾向となっています。

図表 特定疾患医療受給者数・小児慢性特定疾患医療受給者数の推移
（平成30年～令和5年）

（単位：人）

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
合 計	643	658	709	718	701	705
特定疾患医療受給者	589	613	662	668	659	662
小児慢性特定疾患医療受給者	54	45	47	50	42	43

資料：宮城県（各年3月末現在）



第3章 障害福祉施策の重点事項

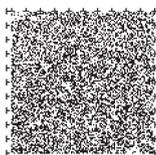
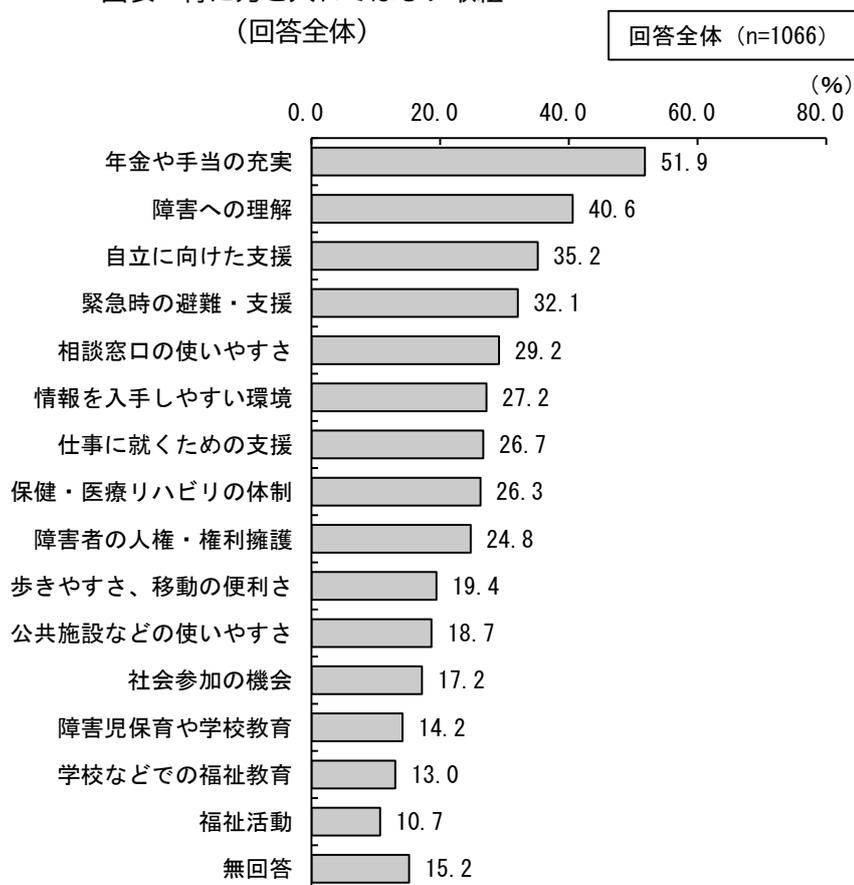
障害者の暮らしを取り巻く現状や生活意識、さらには障害福祉施策における制度の変化を踏まえ、本計画策定にあたっての重点事項を整理します。

1 障害者のニーズに応じた障害福祉施策の展開

アンケート調査では、障害のある方にとって暮らしやすくなるために、特に力を入れてほしい取組として、「年金や手当の充実」、「障害への理解」、「自立に向けた支援」を上位に挙げています。

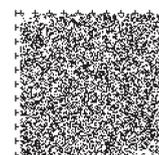
障害別にみても同様の傾向がみられますが、知的障害者では、「障害への理解」を最上位に挙げるほか、身体障害者では、「緊急時の避難・支援」、重複障害のある方では「保健・医療リハビリの体制」を挙げるなど、障害の種類や程度により、障害者のニーズは異なり、利用者本位の施策の展開が求められています。

図表 特に力を入れてほしい取組
(回答全体)



図表 特に力を入れてほしい取組
(障害別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
回答全体 (n=1066)	年金や手当の充実 51.9%	障害への理解 40.6%	自立に向けた支援 35.2%
身体障害 (n=523)	年金や手当の充実 54.9%	緊急時の避難・支援 33.7%	障害への理解 32.7%
知的障害 (n=361)	障害への理解 48.2%	年金や手当の充実 46.0%	自立に向けた支援 41.6%
精神障害 (n=146)	年金や手当の充実 60.5%	障害への理解 51.0%	自立に向けた支援 42.9%
重複障害 (n=91)	年金や手当の充実 54.9%	障害への理解 44.0%	保健・医療リハビリの体制 35.2%



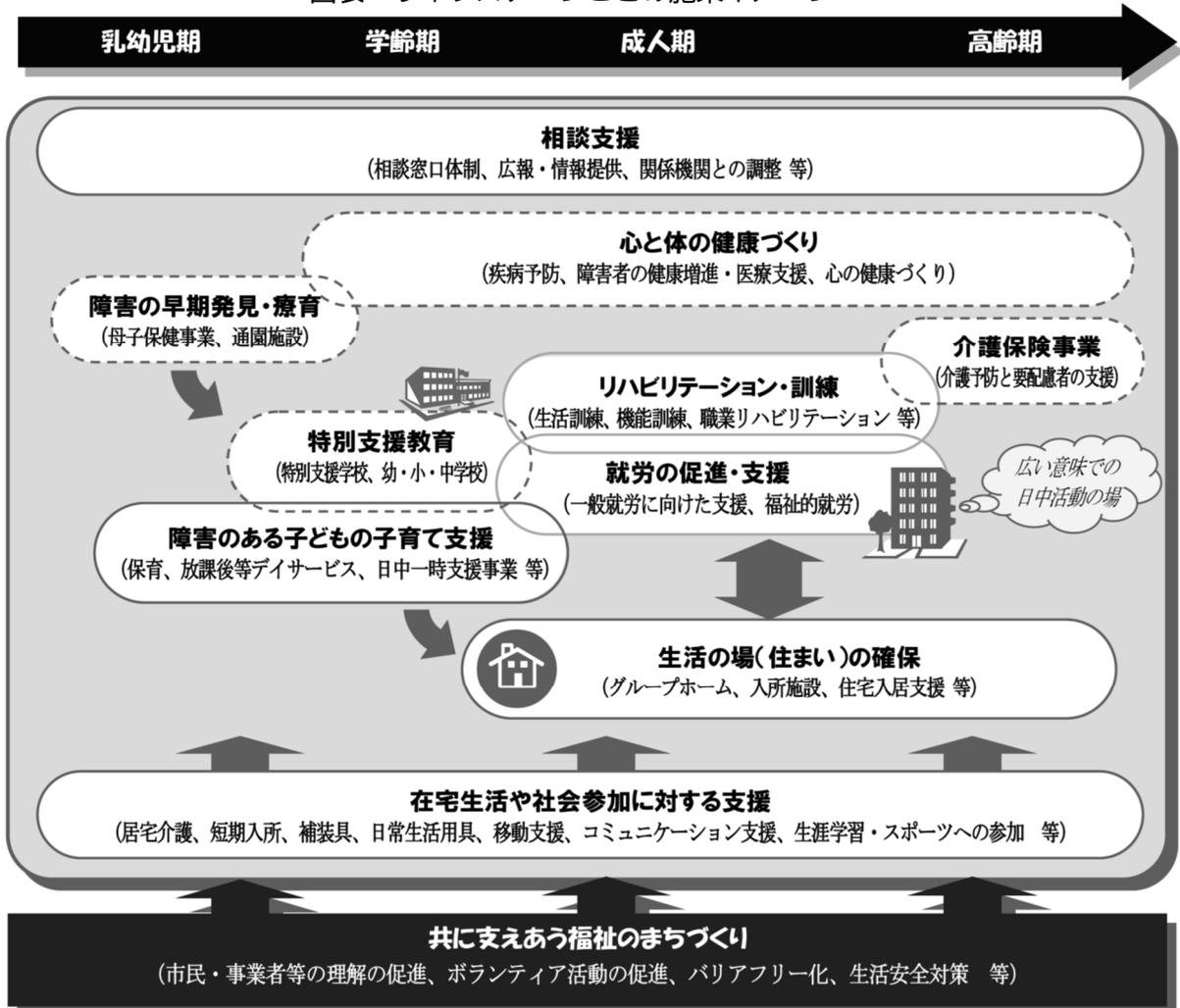
2 ライフステージに沿った各分野の総合的横断的な施策の展開

障害者施策は、保健、医療、福祉と多くの分野にわたります。また、支援のニーズも障害の種類やライフステージに応じて生活支援、生活環境、雇用や就労、教育や療養など、多岐にわたります。

そのため、障害者を適切な支援につなげていくためには、下の図に示すように、相談支援等を通じて、各分野の総合的、横断的な施策展開の推進が求められます。

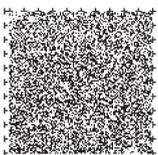
また、支援に関する情報をわかりやすく発信し、医療的ケアや肢体不自由の障害児者、発達障害児への支援の充実を図るとともに、生活の場や支援の場等、成長や障害の状態に応じて個々の生き方や暮らし方を選択できるよう、支援を行う多様な主体が連携し、支援をつないでいくことが重要となります。

図表 ライフステージごとの施策イメージ



※ 実線は、障害福祉サービス・障害児福祉サービス・地域生活支援事業によるサービス

※ 点線は、関連する分野の施策による取組、関係機関



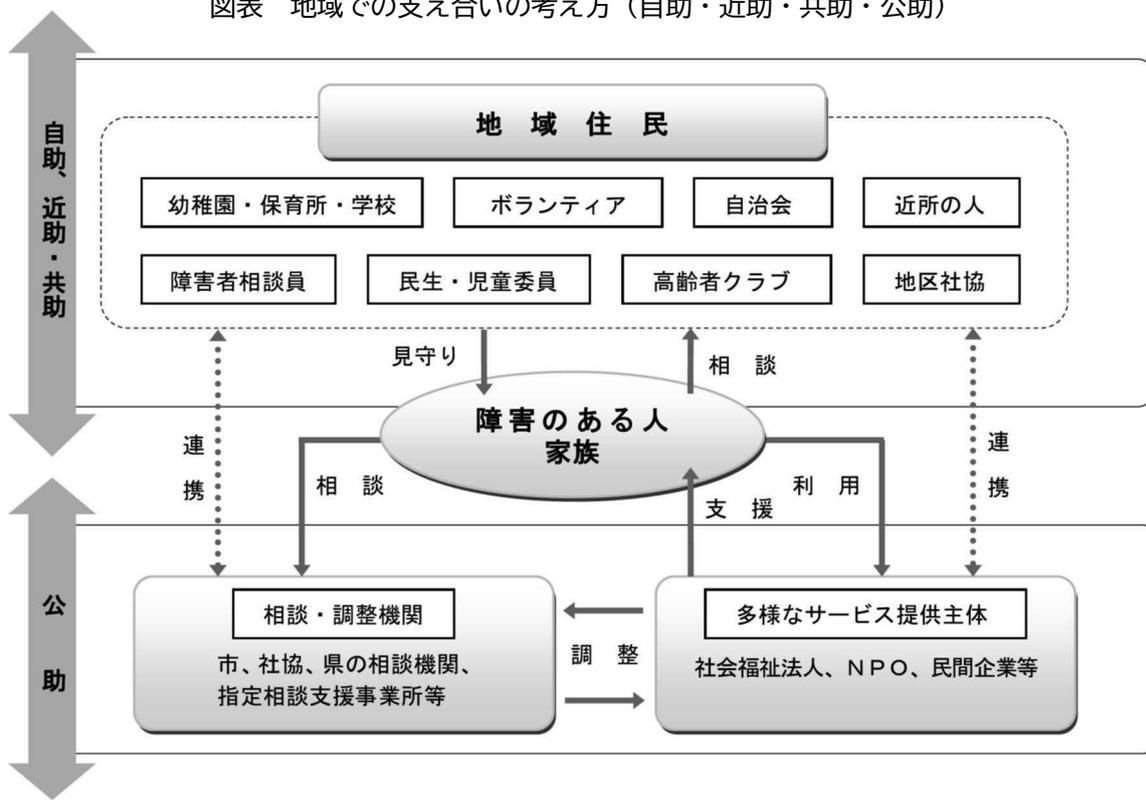
3 地域で共に支える共生社会の実現・重層的な支援の構築

障害の有無に関わらず、地域で生活するうえでの課題は、複雑化、多様化しており、特に障害者やその家族においては、障害に係る支援に関連して、様々な課題を抱えることも想定されます。そのため、公的なサービスと併せて、地域や市民の協力も不可欠です。

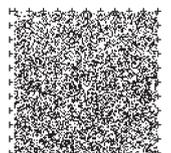
そこで、「自助・共助・公助」の連携に加え、これまで培ってきた「近助」の精神を財産に、市民・地域・市が相互に関わりながら、身近な地域での支え合いを通じて共生社会の実現に向けて引き続き取り組みます。

また、重層的な支援体制を構築する中で、地域資源とのネットワークをはじめ、地域生活支援拠点の面的機能を強化するなど、地域で包括的な支援が受けられるよう取り組んでいく必要があります。

図表 地域での支え合いの考え方（自助・近助・共助・公助）



- 自 助：個人や家族とともに自分らしく暮らす、自身の努力で課題を解決する
- 近 助：隣近所や身近な地域で支え合う
- 共 助：個人や家族で解決できない課題に地域や活動団体に関わる
- 公 助：地域や関係団体で解決しきれない問題に市をはじめとする制度や公的なサービス提供、環境づくりを通じて関わる



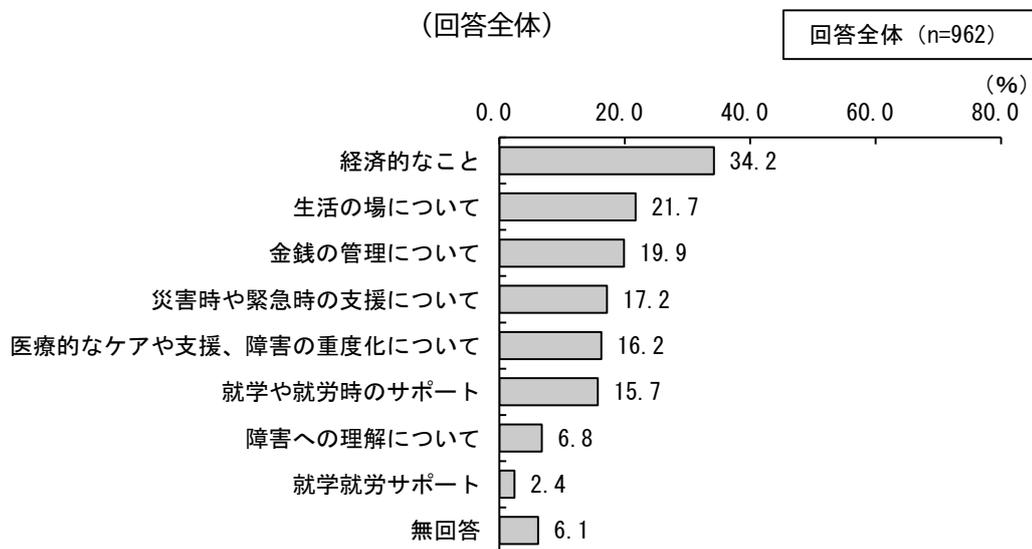
4 高齢化や重度化、親亡き後を見据えた暮らしの安全安心

障害者の高齢化や重度化が進む中、地域の中で安心して住み続けていくためには、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた支援が必要です。

アンケート調査では、「経済的なこと」、「生活の場」、「金銭の管理」を上位に挙げています。

そのため、経済的な安定、住まいの確保、成年後見制度の利用促進等、高齢化や重度化、親亡き後を見据えた暮らしを支える支援に取り組み、安心して地域で暮らし続けていけるよう取り組んでいく必要があります。

図表 家族や親亡き後の将来について不安に思うこと
(回答全体)

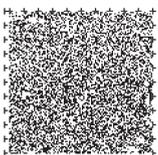


5 成年後見制度の利用促進・権利擁護の推進

障害者が地域で暮らす環境を整えるうえで、障害で生きづらさを抱えている人や家族の抱える不安に、「親亡き後」の問題があります。

また、地域へ生活の場を移したり、生活を継続していく中で、障害者の単独世帯、高齢者のみの世帯及び障害者の子と高齢の親等の世帯など、世帯の状況に応じて、判断能力が不十分なことで当事者や家族の抱える不安も増大するなど、地域生活継続のための仕組みの1つとして成年後見制度の必要性も一層高まっていくと考えられます。

そこで、制度の利用の促進を総合的かつ計画的に推進していくため、本市の成年後見制度利用促進計画に基づき、障害者の観点から本市における成年後見制度の利用促進に係る取組をはじめ、必要に応じて金銭管理や福祉サービスの利用支援等、生涯を見据えた安全安心に地域で暮らし続けることができる権利擁護体制を整備する必要があります。



6 差別の解消

障害者権利条約の締結、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定等、障害者の人権を擁護するための法律の整備が進み、障害の有無に関わらず、すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現が強く求められています。

そのため、障害があることを理由とする差別の解消に向けて、関連する法律や制度の周知等に積極的に取り組み、特に日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなるものを取り除く「合理的配慮」の重要性について、市民や事業者、行政、関係機関に認識と理解を広めていくことが必要です。

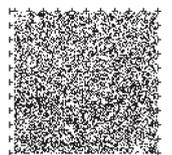
さらに、障害者への虐待については、虐待防止に関する知識の普及を図るとともに、関係機関によるネットワークを強化し、その予防や早期発見、支援、加害者への対応までを含めた総合的な支援体制の構築が求められます。

7 障害への理解と社会参加の促進

国の第5次障害者基本計画では、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえています。

そのため、障害の特性や程度、ライフステージに応じた支援体制の確保に努めるとともに、文化や芸術、スポーツを通じて社会参加を進め、障害への理解を深める取組を推進していく必要があります。

また、東京2020パラリンピック競技大会において高まった障害者への理解と関心を行動へと移し、誰もが身近な地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指していくことが求められています。

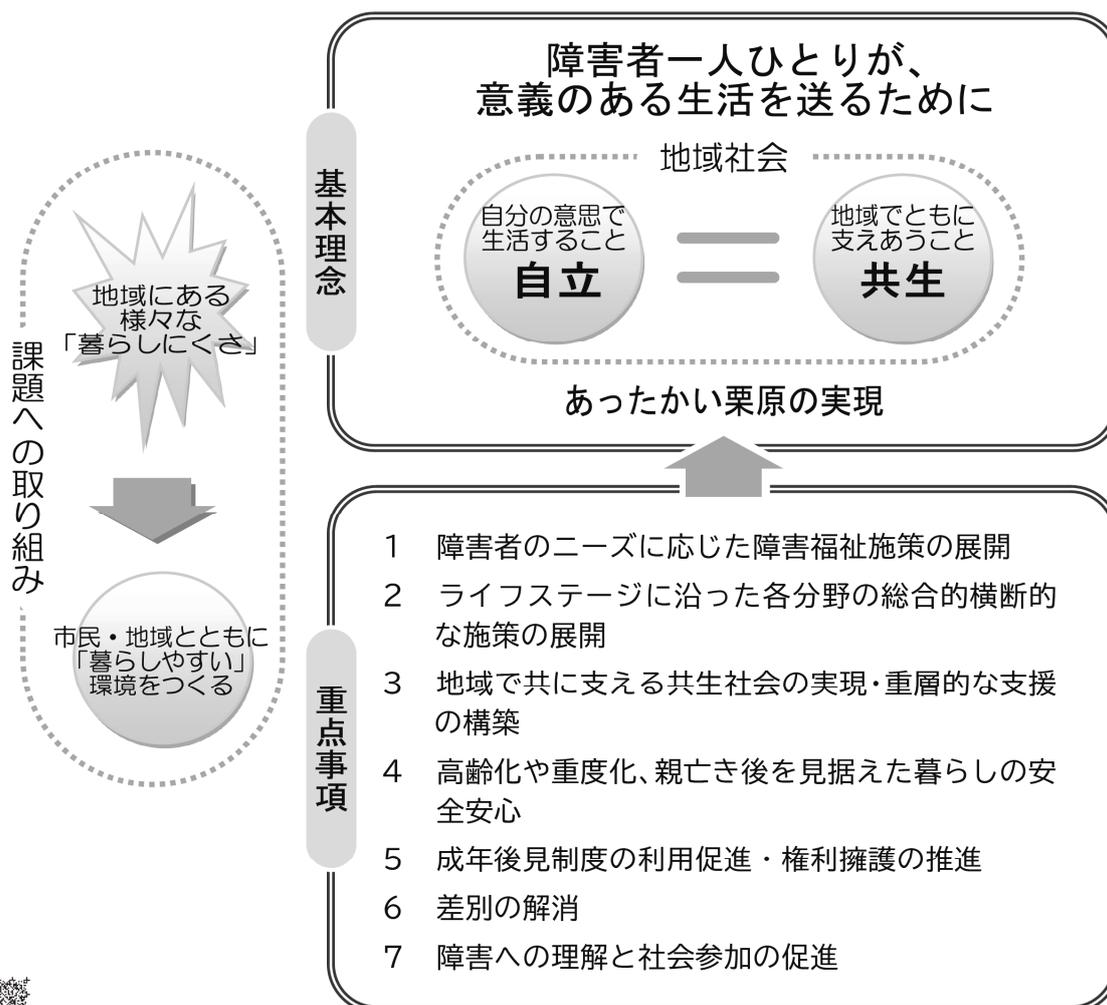


第4章 基本理念と基本方針

1 基本理念

障害者一人ひとりが、 意義のある生活を送るために

本市では、障害の程度や状態に関わらず、その人らしさを発揮し、意義のある生活が送れるような共生社会“あったかい栗原”にしたいという思いを込めて基本理念を定めており、その思いは、障害者を含むすべての市民にとって普遍のものであることから、本計画においてもこの基本理念「障害者一人ひとりが、意義のある生活を送るために」を継承し、より一層発展させていくこととします。



2 基本方針

障害者の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、本市の『障害者一人ひとりが、意義のある生活を送るために』の基本理念のもと、早急に課題解決が望まれること、今後の栗原市を見据える中で取組が求められること、また、アンケート調査により明らかになった障害者や介助者の意見や要望を踏まえ、本計画の基本方針を以下に定めます。

基本方針1：障害への理解と交流の推進

障害の有無に関わらず、地域で共に生きるノーマライゼーションの理念は徐々に浸透していますが、いまだ障害者への偏見は残っています。家庭や地域、学校、会社や子どもから大人まで、すべての住民が互いに尊重し合い、障害への正しい理解を深めるため、様々な媒体や機会を通じて啓発活動を推進し、「あったかい」共生社会づくりを進めます。

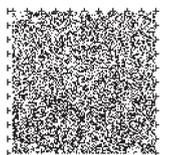
基本方針2：保健・医療の充実

障害者が地域で健康な生活を送るために、関係機関と密に連携しつつ、障害の予防や早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションの充実を図り、障害者一人ひとりのライフステージや健康の度合いに応じた保健、医療を提供し、より安心感の得られる環境を目指し、健やかな暮らしを支えます。

基本方針3：教育・育成の充実

障害を持つ子どもが地域で共に学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするうえで重要です。

障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育を推進します。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談、指導を実施します。



基本方針4：雇用・就業の確保

障害者が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活を送るために重要です。

また、特別支援学校をはじめとする中学校や高等学校等の卒業生の就労支援に努めます。

一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保や充実を図るとともに、就業や通所を安定的に続けていけるよう生活支援に努めます。

基本方針5：生活支援サービスの充実

障害者が住み慣れた地域で生活するためには、日々の生活の支援とともに、介護者の負担の軽減が重要です。

「障害者総合支援法」による障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害児福祉サービス、その他の各種生活支援サービスの充実を図り、心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、関係機関が相互に連携し、相談体制の充実に努めます。

また、障害者が自らの権利やニーズを表明し、適切にサービスの利用等ができるよう、相談支援や成年後見制度等を通じて、権利擁護に努めます。

基本方針6：生活環境の整備充実

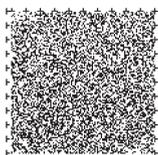
障害者が地域で安全、安心に暮らすためには、防犯や交通安全、防災などの面でバリアフリー、ユニバーサルデザインによる生活空間づくりが欠かせません。

地域全体で障害者の安全を見守る支え合いのネットワークづくりを図るとともに、住宅や公共施設、道路、交通機関など、今後も地域に障害者が安心して暮らせる環境整備に努めます。

基本方針7：まちづくり活動への参加促進

地域で暮らす障害者にとって、多様な場に社会参加し、活躍できる仕組みづくりは大きな願いです。

外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、社会参加、スポーツ活動などの幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。



第5章 施策体系

基本
理念

障害者一人ひとりが、
意義のある生活を送るために

基本方針1：障害への理解と交流の推進

- 1-1 障害への理解の推進
- 1-2 交流機会の拡大
- 1-3 福祉教育の推進
- 1-4 地域福祉の推進

基本方針2：保健・医療の充実

- 2-1 地域医療・医学的リハビリテーションの充実
- 2-2 心と体の健康づくりの推進
- 2-3 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

基本方針3：教育・育成の充実

- 3-1 特別支援教育体制の充実
- 3-2 就学前保育・療育支援の充実

基本方針4：雇用・就業の確保

- 4-1 一般就労の促進と定着支援
- 4-2 福祉的就労の場の確保
- 4-3 雇用対策の強化

基本方針5：生活支援サービスの充実

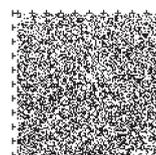
- 5-1 相談体制の充実
- 5-2 在宅生活への支援の充実
- 5-3 日中活動への支援の充実
- 5-4 居住の場への支援の充実
- 5-5 差別解消・権利擁護等の制度の周知

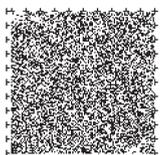
基本方針6：生活環境の整備充実

- 6-1 情報発信・意思疎通支援の充実
- 6-2 障害者にやさしい公共空間の整備・住まいの確保
- 6-3 外出手段の確保
- 6-4 災害時や生活安全対策の推進

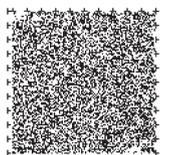
基本方針7：まちづくり活動への参加促進

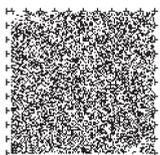
- 7-1 社会参加の支援
- 7-2 文化、スポーツ・レクリエーションへの参加の促進
- 7-3 障害者団体等の活性化





第2部 障害者基本計画





基本方針 1 障害への理解と交流の推進



施策を取り巻く環境

[現況と課題]

「障害への理解」は、地域で暮らす様々な場面で求められていることであり、暮らしやすいまちづくりを進めるためには、共に地域で暮らす一員として、「障害」に対する理解を深めるための啓発活動や幼児期からの福祉教育、交流教育などが望まれます。

本市においても、積極的な福祉教育・交流の促進に向けた取組を行っていますが、今後は、様々な世代で障害について学ぶ機会や、相互に交流を深める機会を創出することによって、障害者に対する差別意識や偏見のない地域社会づくりに努める必要があります。

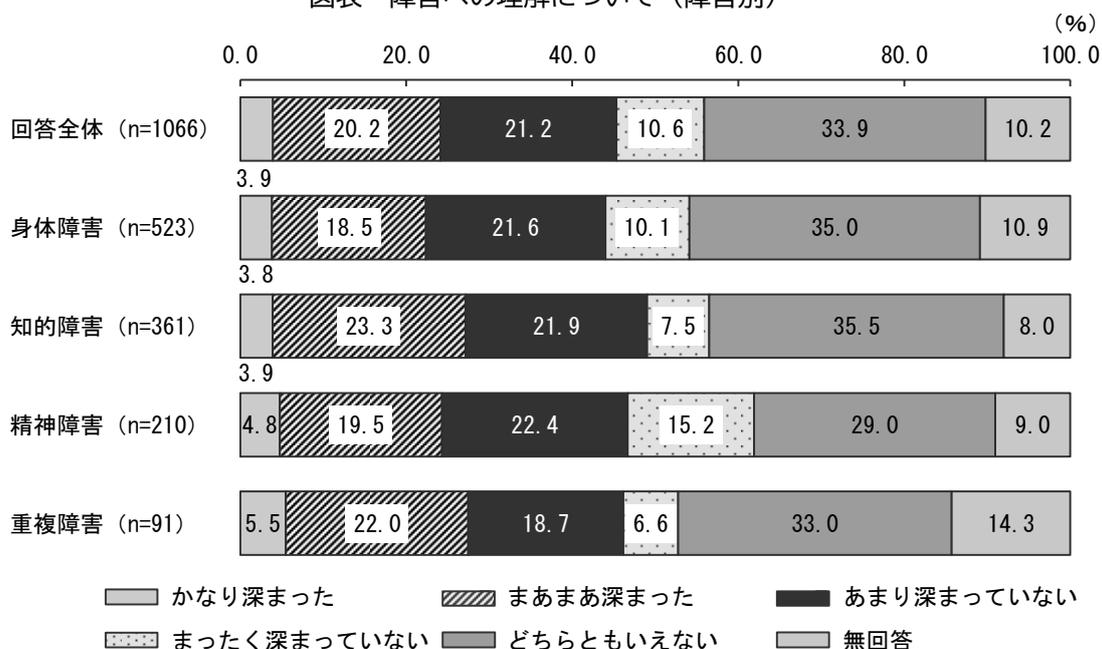
また、障害者への窓口における対応など、合理的配慮に向けて、職員の障害への理解に向けた取組を推進していく必要があります。

[アンケート調査による意識]

① 障害への理解について

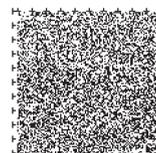
各障害共に、“※深まっていない”と回答した割合が3～4割程度を占め、“※深まった”と回答している割合を上回っています。

図表 障害への理解について（障害別）



※深まった：「かなり深まった」、「まあまあ深まった」と回答した割合の合計

※深まっていない：「あまり深まっていない」、「まったく深まっていない」と回答した割合の合計



② 障害への差別や偏見があると感じる機会や場所

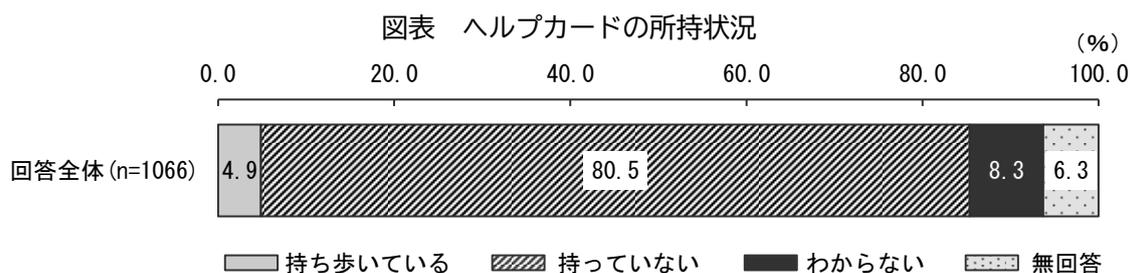
各障害に共通して「仕事や収入」、「まちかどでの人の視線」を上位に挙げています。
また、身体障害・重複障害では「施設の段差」、知的障害・精神障害では「近所づきあい」を上位に挙げています。

図表 障害への差別や偏見があると感じる機会や場所（障害別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位	
回答全体 (n=1066)	仕事や収入 25.7%	まちかどでの人の視線 23.9%	近所づきあい 18.0%	特に感じない 30.0%
身体障害 (n=523)	施設の段差 25.8%	仕事や収入 20.8%	まちかどでの人の視線 19.9%	特に感じない 33.5%
知的障害 (n=361)	まちかどでの人の視線 31.0%	仕事や収入 26.9%	近所づきあい 16.6%	特に感じない 28.8%
精神障害 (n=146)	仕事や収入 35.7%	近所づきあい 29.0%	まちかどでの人の視線 25.2%	特に感じない 23.8%
重複障害 (n=91)	まちかどでの人の視線 25.3%	施設の段差 22.0%	仕事や収入 19.8%	特に感じない 29.7%

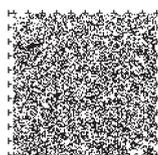
③ ヘルプカードの所持状況

ヘルプカードを「持っている、いつも持ち歩いている」と回答した割合は4.9%、「持っていない」と回答した割合は80.5%となっています。



自助、近助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：本人・家族	→ ・地域と交流する意思、機会の増加
近助・共助：地域	→ ・障害についての理解、交流機会への参加
公助：行政	→ ・障害への理解を深める機会づくり ・合理的配慮の推進



1-1 障害への理解の推進

(1) 市民に対する啓発活動の推進

障害者が誤解や偏見等を受けないことがないよう、様々な機会をとらえて市民に障害特性に関する啓発活動を推進します。

また、障害者への理解を促進するため、今後も広報等を活用した啓発活動を行うとともに、障害者との交流の場を創出します。

(2) 各種機関に対する研修の実施

サービス提供事業所や学校、医療機関、緊急時など、あらゆる場面において様々な障害の特性を理解して対応できるよう、参加者の知識、経験等に応じた研修の充実に努めます。

(3) 市職員による合理的配慮の推進

職員研修などを通して障害の特性や意識の向上を図り、働きやすい職場環境整備に努めるとともに、組織全体の支援体制構築に取り組みます。

- ・相談しやすい職場環境
- ・柔軟な勤務体制の整備
- ・障害者を支援する職員のサポート体制の構築

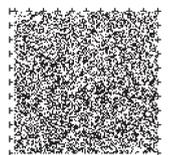
1-2 交流機会の拡大

(1) 障害者との日常的な交流の場の充実

生涯学習の一環として当事者の余暇活動の充実を図るとともに、引き続きボランティア団体等への働きかけに努めます。

(2) 障害者の地域活動への参加促進

障害者ニーズを踏まえながら、関係機関と連携し、イベント、生涯学習、スポーツ、レクリエーションなど、障害者が参加する多様な機会の創出、運営に取り組みます。



1-3 福祉教育の推進

(1) 学校における福祉教育の充実

小・中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、福祉を実践する力や豊かな人格形成を図るための福祉教育に継続して取り組みます。

今後もキャップハンディ体験や盲導犬体験、施設での交流体験など実践を通じて、福祉を実践する力や豊かな人格形成を図るための福祉教育を推進するとともに、体験学習を取り入れながら、福祉教育の充実を図ります。

(2) イベントや生涯学習機会による福祉教育の推進

他機関で開催している講座チラシやポスター掲示の周知に加え、各種社会教育の講座等を通じて、障害への理解につながるテーマをとり上げるなど、学習する機会の創設に努め、市民に対して啓発を推進します。

1-4 地域福祉の推進

(1) ノーマライゼーション・共生社会の形成

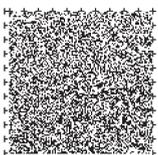
広報・啓発活動や福祉・人権教育の充実によって、ノーマライゼーションの理念を周知し、すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の形成に向けて取り組んでいきます。

(2) ヘルプマーク・ヘルプカードの普及、利用促進

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」及び、困っていることや、支援が必要なことをうまく伝えられない障害者が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」の普及啓発を進め、思いやりの心を醸成していきます。

(3) ボランティア活動の推進

地域で共に支え合う共生社会の形成に向けて、市民のボランティア活動に対する理解を深め、参加を促すなど、ボランティア活動の推進に努めます。



基本方針2 保健・医療の充実



施策を取り巻く環境

[現況と課題]

障害者や家族にとって、健康を維持することは日常生活を送るうえで特に重要なことであり、そのためには、地域で適切な医療を受けられる環境が欠かせません。

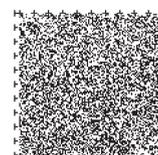
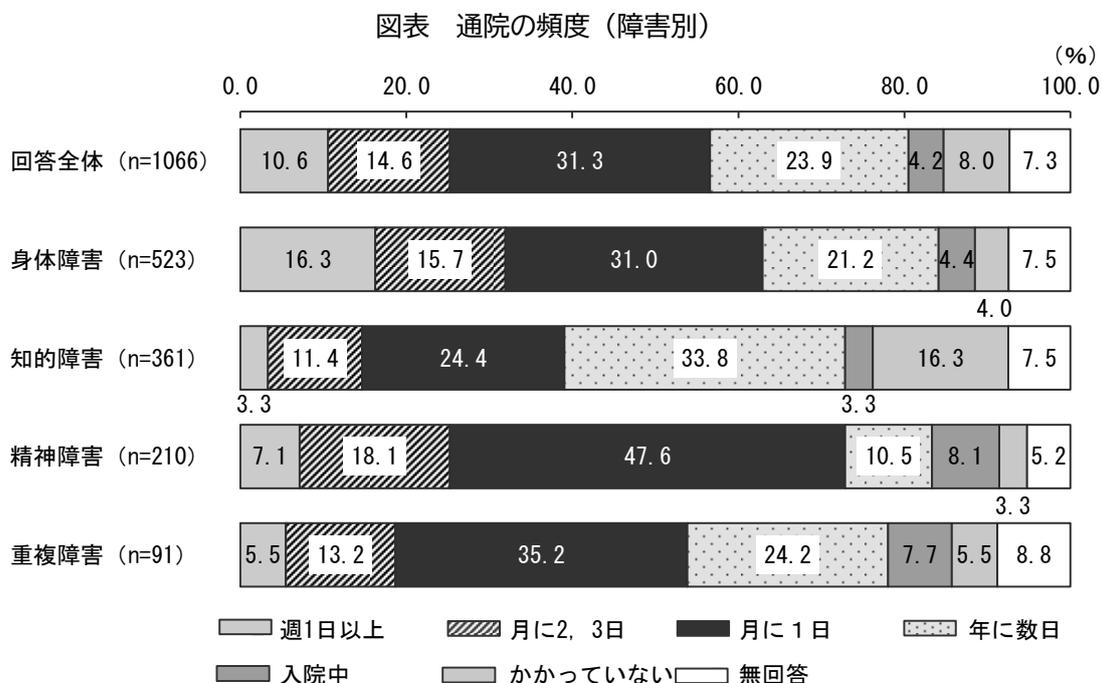
自立を促進するためには、地域医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、地域にある様々な医療機関との連携が必要となります。

また、医療的ケア児への対応のほか、心身の発達に偏りや心配のある子どもについての相談が増加していることから、成長過程に応じた相談支援体制やきめ細かな療育支援などについて検討が必要です。

[アンケート調査による意識]

① 通院の頻度

通院の頻度については、各障害共に「月1日」が最も多く、月単位、あるいは年数日単位で通院している状況がみられます。



② 医療やリハビリを受けるときに、困っていること

医療費負担や専門的な治療をしてくれる病院を挙げています。

知的障害者では、医師や看護師とのコミュニケーションを上位に挙げています。

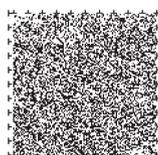
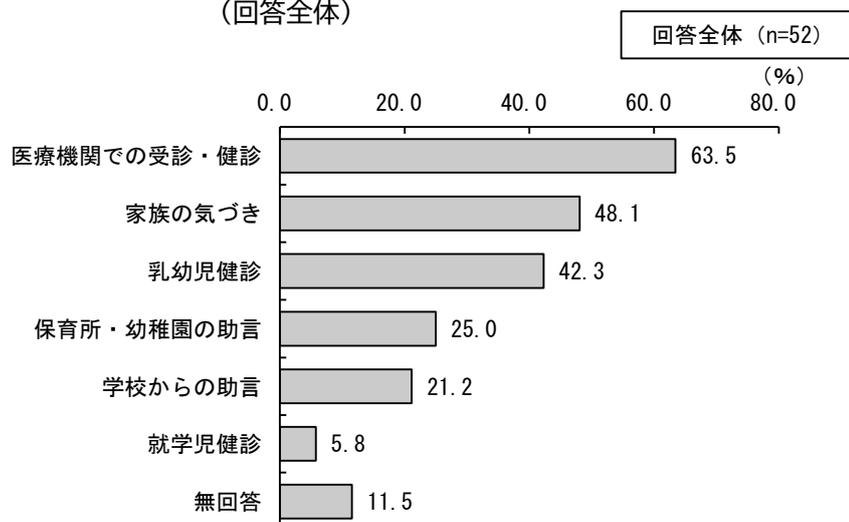
図表 医療やリハビリを受けるときに、困っていること（障害別）

	第1位	第2位	第3位	
回答全体 (n=1066)	医療費の負担が 大きい 15.6%	いくつもの病院に 通わなければならない 15.4%	専門的な病院が 近くにない 15.3%	特に困っている ことはない 41.7%
身体障害 (n=523)	いくつもの病院に 通わなければならない 17.2%	医療費の負担が 大きい 16.4%	専門的な病院が 近くにない 15.9%	特に困っている ことはない 39.0%
知的障害 (n=361)	病気の症状を 正しく伝えられない 16.6%	指示や説明が よくわからない 13.0%	専門的な病院が 近くにない 11.4%	特に困っている ことはない 52.1%
精神障害 (n=146)	専門的な病院が 近くにない 22.4%	医療費の負担が 大きい 21.0%	いくつもの病院に 通わなければならない 21.0%	特に困っている ことはない 32.4%
重複障害 (n=91)	いくつもの病院に 通わなければならない 16.5%	専門的な病院が 近くにない 15.4%	医療費の負担が 大きい 14.3%	特に困っている ことはない 42.9%

③ お子さんの障害や発達課題について

「医療機関での受診や健診」、「家族の気づき」、「乳幼児健診」が、お子さんの障害や発達課題などに気づくきっかけとなっています。

図表 お子さんの障害や発達課題などに気づいたきっかけについて
(回答全体)



自助、近助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：本人・家族	→ ・健診等を定期的に受診 ・必要な医療やリハビリを受ける
近助・共助：地域	→ ・緊急時の連絡等による支え合い
公助：行政	→ ・受診しやすい保健サービスの提供、療育支援 ・医療に対する負担軽減

施策展開の方向

2-1 地域医療・医学的リハビリテーションの充実

(1) 障害の早期発見・療育相談

乳幼児健診等で「気になる」段階からの障害の早期発見・療育ができるよう、母子への健康診査と保健指導の充実に努めます。

また、障害を持つ子どもや、疾病により長期に療養を要する児童を対象に、専門相談を受けられるよう関係機関と連携し、支援していきます。

(2) 医療的ケア児への対応

医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、本市における支援の必要な対象を把握するとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携のもと、切れ目なく行えるよう支援体制を検討します。

(3) リハビリテーションの充実

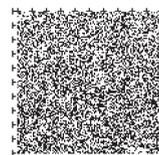
住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるよう、地域リハビリテーション相談事業等の情報提供を行う等、関係機関と連携し、障害者が適切な医療やリハビリテーションを受けたり、障害の早期発見、早期治療等、必要な支援につなぎます。

(4) 障害者の高齢化・重度化なども踏まえた医療と福祉の連携

障害者の高齢化や障害の重度化、支援している家族の高齢化に対応するため、医療と障害福祉サービス提供事業所との連携を高めるなど、医療依存度の高い方も地域での生活を継続できるよう、支援のあり方を検討します。

(5) 自立支援医療等による医療費の軽減

自立支援医療、心身障害者（児）医療費助成により、医療を必要とする障害者の経済的な負担軽減を図ります。



2-2 心と体の健康づくりの推進

(1) 健診等を通じた健康管理・健康増進

定期的な健康診査の受診勧奨、継続的な指導といった保健サービスを実施していくとともに、健康づくりに向けた普及啓発、個別相談対応等について継続的に取り組みます。

(2) 精神保健福祉への対応

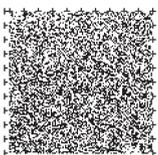
精神障害者等が地域で安心して暮らせるよう、早期から自立に向けた支援を行い、高齢化等によって生じる多問題に対し、多分野が連携して支援できるよう包括的な支援体制づくりに取り組みます。

また、心の病についての正しい理解や適切なストレス対処方法について継続的に普及啓発を図るなど、自分自身で予防対処するセルフケアを推進します。

2-3 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

(1) 母子保健事業と連携した早期発見・療育の実施

乳幼児精神発達精密健康診査において、よりきめ細やかな支援を行い、保護者が希望したタイミングで受けられるよう実施し、早期に適切な療育サービスにつなげるよう関係機関との連携強化に努めます。



基本方針3 教育・育成の充実



施策を取り巻く環境

[現況と課題]

教育を受ける権利は、すべての子どもにあります。その中で、障害を持つ子どもの能力を最大限に伸ばしていくために、その子自身の持つ特性を踏まえた教育が望まれています。

誰もが地域で共に育ち、学ぶことのできる支援体制や環境の整備、支援者の専門性の向上と障害に対する理解促進に向けた取組などが求められています。

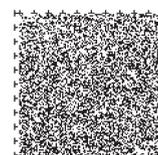
そのほか、障害を持つ子どもが活動できる場や機会が限られるため、適切なサービス利用とともに、健全育成に向けた機会を拡大していく必要があります。

図表 特別支援学級数・児童数

(単位：校・学級・人)

	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
小学校						
特別支援学級数	28	22	28	27	26	26
特別支援学級児童数	65	63	72	80	85	93
中学校						
特別支援学級数	16	15	17	18	20	20
特別支援学級生徒数	46	42	36	37	41	46

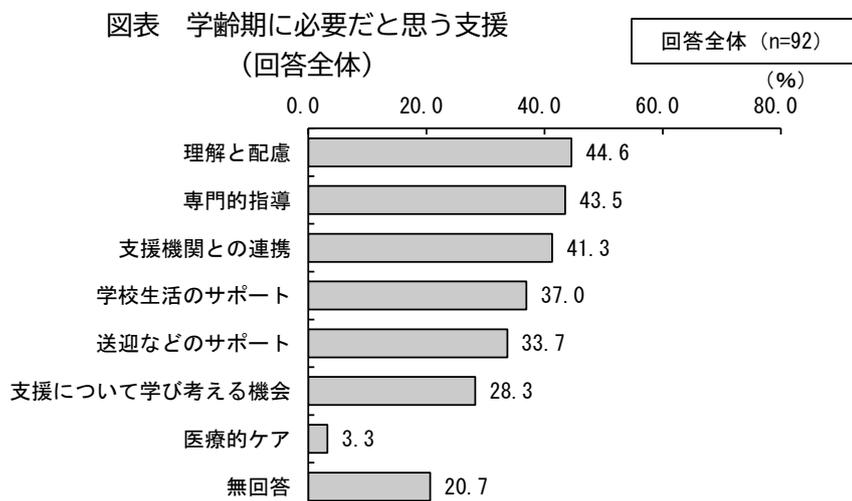
資料：宮城県



[アンケート調査による意識]

① お子さんが通うにあたって、望むこと

お子さんが学校等へ通うにあたって望むこととして、「理解と配慮」、「専門的指導」、「支援機関との連携」を上位に挙げています。



自助、近助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：本人・家族	→ ・学ぶ意欲（可能性を広げる努力）
近助・共助：地域・学校	→ ・共に学ぶ環境（障害への理解）
公助：行政	→ ・健全育成に向けた機会の確保 ・生活、進路に対する適切な支援体制

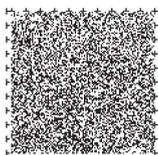
施策展開の方向

3-1 特別支援教育体制の充実

(1) 特別支援教育の充実

障害を持つ子どもへの個別指導計画、支援計画の学校間の引き継ぎを確実に行っていくとともに、宮城県立金成支援学校さわやか相談やスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用することで、適切な指導と必要な支援につなげます。

また、年少期からのインクルーシブを推進し、障害の有無に関わらず、様々な学びや遊び等の機会を通じて共に過ごし、それぞれの子どもの互いに学び合う経験を持つよう将来の可能性を育む教育を推進します。



(2) 発達支援体制の充実

子どもの発達に不安を感じている保護者に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、地域で安心して子育てをできるよう、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を構築し、早期発見・早期対応につながる相談や療育支援等、切れ目のない支援を行います。

現在、発達障害、愛着関連障害などの児童は全国的にも増加傾向であり、発達外来へつながっても地域の社会資源との連携不足により支援は不十分な状況となっています。

このことから、医師の診察を通し、家族の理解、他機関連携（学校内の対応や福祉サービス）をさらに深め、社会とつながるためにボランティアや地域団体民間団体を巻き込むことにより受け皿を広げていきます。

(3) 就学への支援

障害を持つ子どもや家族が将来に見通しを持った就学支援となるよう、特別支援学校支援部の担当による教職員への研修を行うとともに、障害を持つ子どもの情報共有をするなど、支援学校との連携をこれまで以上に実施し、子どもの成長に応じた必要な支援につなげます。

(4) サービス提供事業所との連携の強化

学校卒業後、地域でスムーズに就労できるよう、就労系事業所（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援）、障害者就労支援センター、支援学校などで構成されている就労支援連絡会において、定例会やセミナーを開催するなど、連携を強化し、就労を支援します。

3-2 就学前保育・療育支援の充実

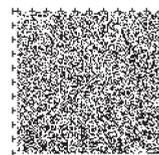
(1) 障害児保育

障害児保育を行うことで、障害に対する偏見を持たない豊かな人間形成の場を支援するとともに、今後ものはげまし学園で行っている児童発達支援事業、保育所等訪問等により、保健師や保育士、関係機関との連携を図り、状況に応じたきめ細やかな対応に努めます。

(2) 学校との連携の強化

幼稚園と小学校の教員が互いに参観し、指導方法について共有、改善していくことで、円滑な接続を目指すなど、障害を持つ子どもや保護者が安心して就学できるよう、保・幼・小連携による切れ目のない支援を行います。

また、放課後や長期休業中の療育の場として、引き続き放課後等デイサービスの適正な利用につなげていきます。



基本方針4 雇用・就業の確保



施策を取り巻く環境

[現況と課題]

障害者の雇用・就業環境の改善への取組については、社会経済の影響、新型コロナウイルス感染拡大等により、令和2年度に一時大幅な減少がみられるなど、厳しい状況にはあるものの、ハローワーク管内の就職件数は着実に増加しています。

また、働き方を選択、希望や能力に合う仕事探しを支援する就労選択支援が新設され、今後は雇用分野における障害者差別の禁止や、事業者の合理的配慮の提供、法定雇用率の改正等、障害者雇用や職場環境整備に関する制度について引き続き啓発を行うとともに、サービス提供事業所や関係機関、受入企業等と連携を図りながら、就労系障害福祉サービスの利用や、一般就労に向けた活動を支援し、一人ひとりの能力に応じた就労の促進、定着に向けて、就労可能な職種の開発や円滑に就労につながるための体制、就労に関する相談支援体制の強化等が求められます。

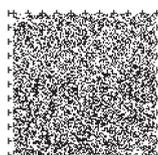
図表 ハローワーク管内 年度別新規求職・就職状況

(単位：人)

	合 計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他	
	新規求職 申込件数	就職 件数								
平成30年度 (2018年)	107	65	37	21	16	15	38	20	16	9
令和元年度 (2019年)	142	69	34	17	24	16	66	22	18	14
令和2年度 (2020年)	96	51	26	12	15	10	43	14	12	15
令和3年度 (2021年)	131	56	42	21	26	6	45	20	18	9
令和4年度 (2022年)	139	63	47	15	23	15	59	25	10	8

※ 緊急雇用、短期雇用等を含む。

資料：築館公共職業安定所

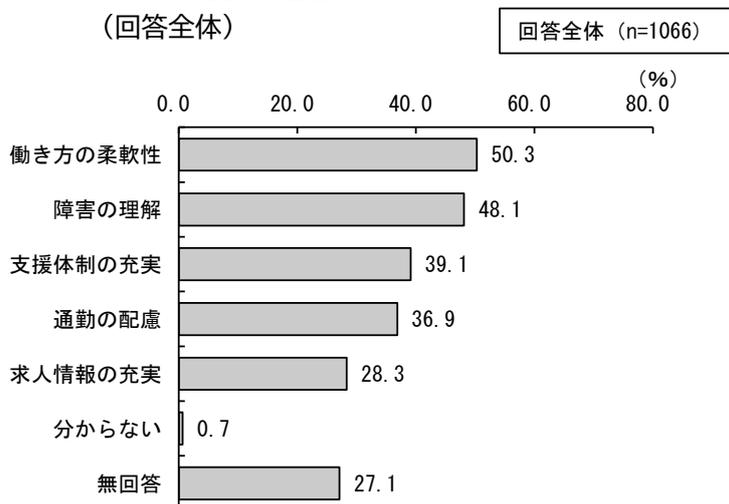


[アンケート調査による意識]

① 仕事をするために必要な配慮

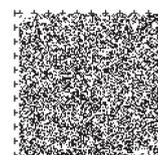
職場内での障害への理解や働き方の柔軟な対応を挙げています。

図表 仕事をするために必要な配慮について
(回答全体)



自助、近助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：本人・家族	→ ・働こうという意欲、将来を選択する意思
近助・共助：地域・企業	→ ・障害への理解、雇用促進
公助：行政	→ ・就労移行支援の提供体制の確保 ・障害者雇用への働きかけ ・就労後も見守る体制づくり（定着支援等）



4-1 一般就労の促進と定着支援

(1) 就労の選択機会・支援の創出

就労を希望する障害者が、本人の強みや課題、職場における合理的配慮に関する事項等を整理する機会を創出し、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援が受けやすい体制を整備します。

(2) 就労移行支援の実施

一人ひとりの障害や希望に応じた就労につながるよう、サービス提供事業所とも連携を図りながら、栗原市地域自立支援協議会（運営会議、相談支援部会、就労支援連絡会）において、就労に係る課題を検討・協議し、就労を通じた社会参加の機会の創出に努めます。

(3) 職場定着と事業所の理解促進

障害者が、就労に結びついた場合でも継続して働くことが難しいケースが多く見受けられるため、引き続き事業主に障害者雇用に関わる制度や合理的配慮、施策情報を知らせるとともに、職場定着と事業所の理解促進に取り組みます。

4-2 福祉的就労の場の確保

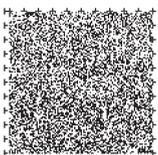
(1) 福祉的就労の場の確保

一般就労が困難な障害者の働く場、日中活動の場となる就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、地域活動支援センターにおいて、引き続き一般就労が困難な障害者の日中活動の場を確保・支援します。

4-3 雇用対策の強化

(1) 雇用対策協定等に基づく雇用・就労支援の実施

就労に意欲のある人が、「働くこと」による社会参加の実現につながるよう、県や関係機関と連携し、障害者の雇用拡大と就労支援を図ります。また、本市と宮城労働局との間の雇用対策協定に基づく事業計画を策定し、雇用対策に関する施策を効果的かつ一体的に推進します。



基本方針5 生活支援サービスの充実



施策を取り巻く環境

[現況と課題]

障害者が住み慣れた地域の中で安心して生活を続けていくためには、在宅福祉サービスをはじめとする地域生活を支えるサービスのきめ細かな提供とともに、グループホームをはじめとする地域移行に向けた居住の場の確保が必要不可欠です。

また、相談支援事業は、障害の種別や年齢を問わず、本人や家族に対する窓口機能、保健・医療・福祉その他各般にわたる支援の調整、専門的な機関への紹介等、果たす役割もますます重要になっており、さらなる充実が望まれます。

[アンケート調査による意識]

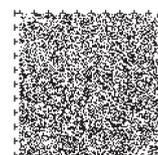
① 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活で困っていることや不安に思っていることとして、各障害共に健康や経済的なことを上位に挙げています。

また、知的障害者でコミュニケーションを挙げています。

図表 現在の生活で困っていることや不安に思っていること（障害別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位	
回答全体 (n=1066)	自分の健康や 体力に自信なし 32.7%	十分な収入が 得られない 24.4%	介助者の 健康状態が不安 21.4%	特に困っているこ とはない 34.5%
身体障害 (n=523)	自分の健康や体力 に自信なし 38.2%	介助者の 健康状態が不安 22.9%	十分な収入が 得られない 22.8%	特に困っているこ とはない 34.2%
知的障害 (n=361)	コミュニケーション がとれない 21.9%	自分の健康や 体力に自信なし 18.8%	十分な収入が得られ ない 16.3%	特に困っているこ とはない 45.7%
精神障害 (n=146)	十分な収入が 得られない 40.5%	自分の健康や 体力に自信なし 40.0%	介助者の健康状態 が不安 27.1%	特に困っているこ とはない 17.1%
重複障害 (n=91)	自分の健康や 体力に自信なし 26.4%	介助者の 健康状態が不安 20.9%	十分な収入が 得られない 18.7%	特に困っているこ とはない 31.9%



② 介護者の心身の負担感について

必要な支援として、家族の心身への支援や家計への支援、障害や発達課題、利用できる福祉サービスなどの支援について学び考える機会が必要となっています。

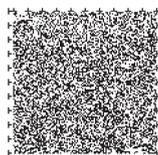
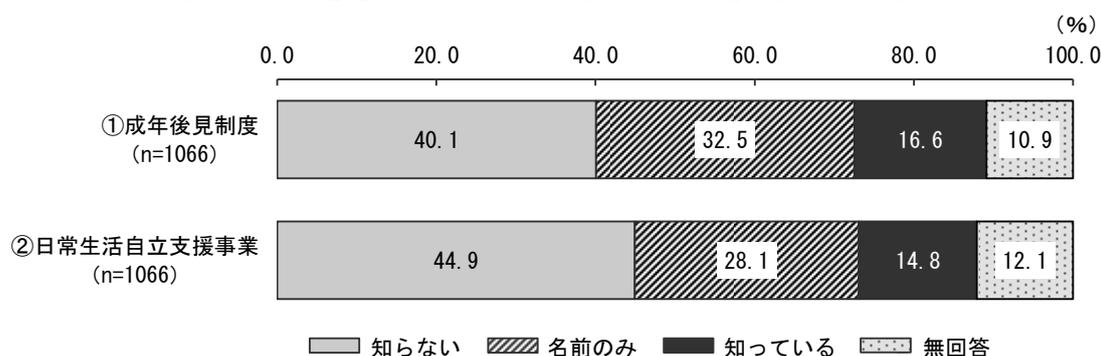
図表 介護者の心身の負担感について（障害別）

	第1位	第2位	第3位
回答全体 (n=1066)	自身の健康に不安がある 22.7%	緊急時の対応に不安がある 18.1%	精神的な負担が大きい 14.4%
身体障害 (n=523)	自身の健康に不安がある 26.0%	緊急時の対応に不安がある 18.7%	自身が高齢であること 16.4%
知的障害 (n=361)	自身の健康に不安がある 23.3%	緊急時の対応に不安がある 22.4%	代わりの支援者がいない 15.8%
精神障害 (n=146)	自身の健康に不安がある 21.0%	精神的な負担が大きい 17.6%	緊急時の対応に不安がある 16.2%
重複障害 (n=91)	自身の健康に不安がある 35.2%	緊急時の対応に不安がある 28.6%	代わりの支援者がいない 17.6%

③ 権利擁護について

成年後見制度・日常生活自立支援事業に関して「知っている」と回答した割合は、成年後見制度では16.6%、日常生活自立支援事業では14.8%となっており、さらなる周知が必要となっています。

図表 成年後見制度・日常生活自立支援事業の認知度（障害別）



自助、近助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：本人・家族	→ ・必要なサービスや支援、制度の理解、適切な利用
近助・共助：地域	→ ・身近な生活相談や情報提供への協力 ・障害者の人権尊重
公助：行政	→ ・相談しやすい環境、迅速な対応 ・制度の利用しやすい体制づくり ・安定した生活支援（障害福祉サービス、障害児福祉サービス、地域生活支援事業）の供給

施策展開の方向

5-1 相談体制の充実

(1) 相談支援の機能の強化

栗原市地域自立支援協議会の相談支援部会や水曜会において、情報共有等を図り、相談者一人ひとりの状況を見据えた支援につながるよう、情報共有体制の構築等、相談支援の機能強化を図ります。

また、施設や事業所等が地域の相談窓口や情報提供の役割を果たすなど、社会資源との連携を図るほか、世帯の抱える生活課題等、複合的な相談内容に応じながら、庁内をはじめ、関係機関とも連携し、横断的に支援を構築します。

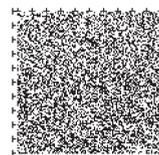
(2) 地域自立支援協議会との連携

栗原市地域自立支援協議会において地域課題を共有し、関係機関とも連携を図りながら、障害者の様々な生活課題の検討、解決に取り組みます。

(3) サービス利用に結びついていない人への支援

手帳を所持しているか否かに関わらず、支援を必要とする人が、相談支援や必要なサービスの利用につながるよう、各種相談窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野を横断する課題についても各窓口の連携によって、支援を必要とする人への支援につながる情報提供や相談体制づくりに努めます。

また、栗原市地域自立支援協議会主催の研修会を開催し、様々な障害について専門的知識を有する人材の育成に努めます。



5-2 在宅生活への支援の充実

(1) 訪問系サービスの確保・提供基盤の強化充実

地域での日常生活を支えるため、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、各サービス提供事業所などと連携を図りながら、必要なサービス提供量の確保とともに、提供基盤の強化充実を図ります。

5-3 日中活動への支援の充実

(1) 日中活動への参加促進

保健推進室と連携しながら、在宅の障害者に日中活動の場を提供し、社会参加の促進を図ります。

また、地域活動支援センターや生活介護事業等の利用を促し、自宅から外出する機会を増やすとともに、同じ障害者との交流等を通じて、社会復帰の促進を図ります。

(2) 日中活動系サービスの確保・提供基盤の強化充実

障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、生活介護や自立訓練等、日中活動系サービスを利用する方の必要なサービス提供量の確保とともに、提供基盤の強化充実を図ります。

5-4 居住の場への支援の充実

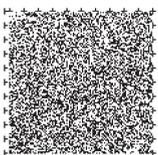
(1) 地域移行の推進

施設入所者や退院可能な精神入院患者などの地域移行促進による居住の場を確保するとともに、栗原市自立支援協議会の精神部会において、地域移行の実施に向けた検討を行い、施設入所から地域生活への移行を推進します。

(2) 適切な施設入所の実施

在宅サービスの推進を基本としつつ、施設入所支援が望ましいと考えられる障害の程度やニーズに応じて、適切に実施します。

また、介護保険事業所等とも協議しながら、高齢障害者の介護保険サービスによる施設への円滑な移行を支援します。



5-5 差別解消・権利擁護等の制度の周知

(1) 権利擁護制度の周知

判断能力が不十分な障害者の権利と財産を守るために、本人、家族、住民、関係機関に対する広報や相談支援を通じて、自己選択や決定を保障する意義や成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及を図ります。

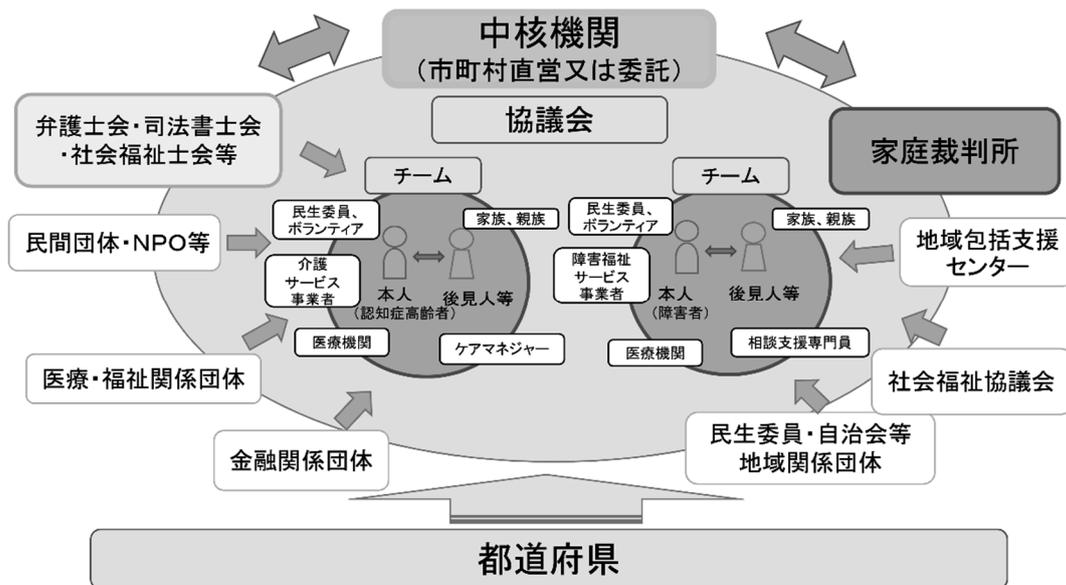
区 分	内 容	
成年後見制度	(1)法定後見 (判断能力が衰えた後)	①後見：ほとんど判断できない人が対象 ②保佐：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助：判断能力が不十分な人が対象
	(2)任意後見 (判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく)	
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	

(2) 成年後見制度の利用促進

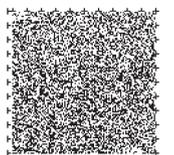
成年後見制度の利用促進のために、在宅、施設、医療機関等、本人の生活状況に応じて相談支援事業所や基幹相談支援センター、施設相談員、医療機関相談員等が成年後見制度の利用に関する相談に応じます。

また、司法関係者や各種専門職団体、医療・福祉関係者、地域関係団体等が参加する地域連携ネットワークとともに、本人と法定後見人等を中心として日常的な支援を行う支援者の集まり（チーム）を構成し、個々の専門性を生かした助言・支援を行います。

図表 地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省資料より抜粋



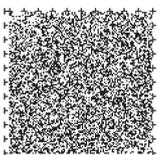
(3) 虐待防止対策の推進

「障害者虐待防止法」の趣旨及び内容について、関係機関・団体や住民への周知を図り、関係機関との連携を図りながら虐待の防止と通報等による早期発見につなげます。

(4) 差別解消に向けた取組の推進

「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、行政はもちろん企業や市民にも広く周知し、社会全体で障害者の差別解消と合理的配慮に向けた取組が広く展開されるように努めます。

また、地域における障害者への差別に関する相談体制の充実に努めます。



基本方針6 生活環境の整備充実



施策を取り巻く環境

[現況と課題]

障害者が地域で自立して生活していくためには、情報や移動手段等、社会参加のための手段の確保が必要であり、加えて障害特性に応じた住まいや地域生活を支える見守り、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用等、ソフト・ハードの両面から障害者が安心して生活できる福祉のまちづくりが求められます。

また、障害者にとっては、日常生活だけでなく、災害時においても配慮が必要です。そのため、関係機関や自主防災組織等と連携しながら、情報伝達や避難誘導、避難所での物資調達等、それぞれの障害に配慮した支援が必要となります。

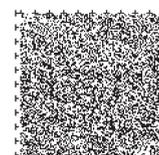
[アンケート調査による意識]

① 必要と感じる情報

障害に関わらず障害年金や障害手当などの情報を上位に挙げていますが、障害によって求められている情報は多岐にわたります。

図表 必要と感じる情報（障害別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
回答全体 (n=1066)	相談場所 26.3%	障害年金など 25.6%	福祉施設 25.0%
身体障害 (n=523)	医療機関 25.8%	障害年金など 24.7%	福祉施設 22.8%
知的障害 (n=361)	福祉施設 28.8%	相談場所 26.9%	障害年金など 23.3%
精神障害 (n=146)	相談場所 37.6%	障害年金など 33.8%	仕事 28.1%
重複障害 (n=91)	障害年金など 25.3%	相談場所 24.2%	福祉施設 24.2%



② 外出するときに困っていること

身体障害では、「建物の階段や段差」、知的障害・精神障害では、「緊急時の対応」を最上位に挙げています。

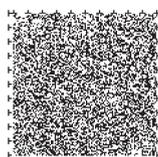
また、身体障害では主に物理的障壁に対する内容が外出の阻害要因であるほか、知的障害・精神障害では、「公共交通の運行本数や手段が少ない」といった手段が外出の阻害要因となっているとみられます。

図表 外出するときに困っていること（障害別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
回答全体 (n=401)	段差・障害物 38.7%	トイレの利用 32.9%	運行本数が少ない 28.2%
身体障害 (n=173)	段差・障害物 51.4%	トイレの利用 40.5%	乗り降り 26.6%
知的障害 (n=201)	段差・障害物 33.8%	トイレの利用 29.4%	頼みにくい 28.4%
精神障害 (n=70)	運行本数が少ない 32.9%	段差・障害物 31.4%	頼みにくい 27.1%
重複障害 (n=50)	段差・障害物 46.0%	トイレの利用 30.0%	乗り降り 24.0%

自助、近助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：本人・家族	→ ・外出等、自ら行動をしようとする意思
近助・共助：地域	→ ・地域での必要に応じた支え合い
公助：行政	→ ・広くいきわたる情報提供手段や機会の確保 ・暮らしやすいまちづくりの推進 ・社会参加への支援



6-1 情報発信・意思疎通支援の充実

(1) 障害に配慮した情報の発信

視覚障害者、聴覚障害者等に対して、点訳・朗読・手話等各種奉仕員の養成、派遣、手話通訳者の配置等、障害特性等を踏まえ、その人に合った手段、方法で情報を発信し、その活用により社会参加の場を広げる取組を進めます。

また、デジタル技術を活用した情報発信の導入や社会環境の変化に応じて適切な情報提供の手段を検討するなど、効果的な情報機器の活用を図るとともに、情報を受け取りやすくするため、機器の利用等に配慮します。

(2) 円滑なコミュニケーションの支援

視覚障害、聴覚障害、音声・言語機能障害など、それぞれの障害に応じた円滑なコミュニケーションにつながるよう、必要な人材の育成・確保に取り組めます。

特に令和5年度から手話通訳者が不在となったため、人員の確保に取り組めます。

6-2 障害者にやさしい公共空間の整備・住まいの確保

(1) 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりの推進

障害者のみならず、幼児や高齢者など、多様な方々の市民活動や教育活動に配慮するとともに、生活環境や利便性の向上に努め、「暮らしやすさ」を実感できる取組を進めます。

また、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、見守りや声かけ等、制度の隙間を埋める切れ目ない支援体制を構築し、円滑な運用を図ります。

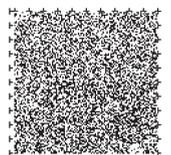
(2) 障害者が暮らしやすい住まいの確保

障害者が暮らしやすい住まいとして、グループホームなど、障害福祉サービスによる住まいの確保に努めます。

また、自宅で住み続けられるよう支援を行います。

(3) 地域生活支援拠点等の機能強化

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、総合的な相談支援体制を構築するとともに、地域生活支援拠点事業の機能を検証し、面的整備の特性を生かし、事業所間のネットワークによる機能強化に取り組み、生涯を見据えた支援環境を確保します。



6-3 外出手段の確保

(1) 外出支援の充実

ガイドヘルパー派遣の利用に際しては、介護給付による個別給付の同行援護や通院介助、地域生活支援事業による移動支援事業などの棲み分けを明確にし、両事業間で隙間のないサービスを提供します。

そのほか、自動車運転免許取得助成事業や自動車改造助成事業により、障害者の社会参加や就業を促進します。

6-4 災害時や生活安全対策の推進

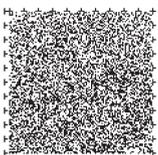
(1) 地域の安心・安全体制づくり

避難行動要支援者のうち、地域への名簿提供について同意されていない方への啓発や定期的な名簿更新により、地域における円滑な支援体制づくりに取り組みます。

また、避難支援等をより実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成も有効とされることから、防災ハザードマップ上の警戒区域等にお住まいの方から優先的に個別避難計画の作成に取り組みます。

(2) 生活安全意識の啓発

障害者が、安心・安全に暮らせる地域社会の実現のために、各種関連団体等との連携による防火対策、交通安全・悪質商法対策など、定期的な情報提供を通じて、障害者や高齢者などの安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に取り組みます。



基本方針7 まちづくり活動への参加促進



施策を取り巻く環境

[現況と課題]

東京 2020 パラリンピック競技大会において高まった障害者への理解と関心を継承し、障害の有無に関わらず、芸術・文化・スポーツ活動、社会活動等、共に社会参加できる機会を促進できるよう、障害者が社会参加を行う際の阻害要因を整理し、誰もが参加しやすい環境を整備する必要があります。

また、障害者団体の活動は、本人やその家族にとり、地域社会との接点として重要な役割を担っています。そのため、各種活動団体、市、関係機関が連携し、活動範囲を広げるにより、社会参加の機会を増やす支援が求められます。

自助、近助・共助、公助による取組

対 象	役 割・行 動
自助：本人・家族	→ ・興味のある活動への積極的な参加
近助・共助：地域	→ ・共に活動する意識（障害への理解）
公助：行政	→ ・活動参加への支援 ・参加しやすい配慮

施策展開の方向

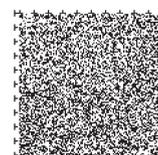
7-1 社会参加の支援

(1) 社会参加につながる支援の推進

社会参加を一層促進するために地域をはじめとした社会全体での障害に対する理解の増進を図るとともに、地域生活支援事業の移動支援事業やコミュニケーション支援事業等により、障害者の社会参加を支援します。

(2) 参加しやすい配慮や支援の充実

市が主催する会議やイベント等を開催する際は、障害者の参加も念頭におき、気軽に、安心して参加できるよう、必要な配慮を検討するなど、適切な準備・対応に努めます。



7-2 文化、スポーツ・レクリエーションへの参加の促進

(1) スポーツ・文化活動への参加促進

関係機関と連携し、障害者が参加できる多様な機会の創設に努め、共に活動する市民一体型のスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

(2) 障害者のボランティア活動に対するサポート

ボランティア活動への参加を希望する障害者をサポートし、自己実現を図ることができるよう、情報提供を行うとともに、ボランティア団体に協力を求めるなどして、活動の場を広げていきます。

7-3 障害者団体等の活性化

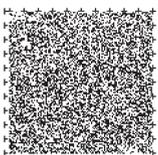
(1) 障害者団体（当事者団体）への支援

障害者や家族の加入の促進、団体間の交流の促進など、団体の自主的な活動を支援していきます。

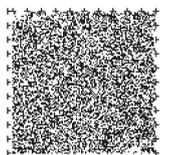
また、障害者同士の交流を活性化し、障害者への介助をはじめ、家族や家庭内で抱える複合的な課題にアプローチし、包括的、重層的な支援につながるよう場づくりや情報の共有に努めます。

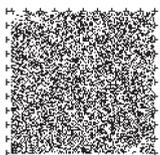
(2) 障害者の家族のネットワークづくり

相談支援事業の中で、障害者の家族のネットワークづくりや、当事者やその家族との相談の機会の増加を図ります。



第3部 第7期障害福祉計画





第1章 障害福祉計画について

1 障害福祉計画について

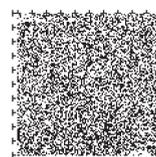
本計画は、本市の障害者が、生涯を通じて自立した生活を送ることができ、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援等のサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

第7期障害福祉計画では、第6期（令和3年度から令和5年度）に係る各年度のサービス見込み量についての点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

なお、市町村が第7期障害福祉計画を作成するにあたり、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ改正された国が示す基本指針の内容は以下のとおりです。

◎ 基本方針の見直し（主な事項）

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
 - ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
 - ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
 - ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
 - ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標を設定
 - ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
 - ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
- ④ 地域における相談支援体制の充実・強化
 - ・ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
 - ・ 地域づくりに向けた協議会の活性化
- ⑤ 障害者等に対する虐待の防止
 - ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

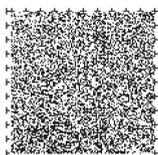


- ⑥ 地域共生社会の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
- ⑦ 障害福祉サービスの質の確保
 - ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
 - ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
- ⑧ 障害福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑨ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑩ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑪ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑫ その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

◎ 成果目標（令和8年度末の目標）

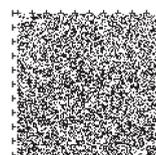
- ① 施設入所者の地域生活への移行
 - ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
 - ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上（県で設定）
- ③ 地域生活支援の充実
 - ・地域生活支援拠点等の設置か所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数の見込み
 - ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要をもとに作成



- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
 - ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
 - ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
 - ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保(複数市町村による共同設置も可)
 - ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
- ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要をもとに作成



第2章 第7期計画における成果目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

本市では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を目指します。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和4年度末の施設入所者数 (A)	109人	・令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数 (B)	103人	・令和8年度末時点の施設入所見込み人員(令和4年度末の5%以上削減)
【目標値】 地域生活移行者数 地域移行率	7人 (6.42%)	・令和4年度末施設入所者数の6%以上(7人以上)を地域生活へ移行

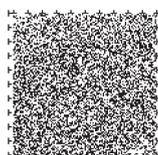
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障害者に対する包括的な支援を行えるようにするため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

図表 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 保健、医療、福祉関係者 による協議の場の設置	1か所	・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、令和8年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定
【目標値】 開催回数	3回	
【目標値】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	20人	
【目標値】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	



(2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制を整備することによって地域生活への移行が可能であると考えられます。

計画期間においては、次のとおり精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援等、障害福祉サービスの利用を見込みます。

図表 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

項目	数値	国の指針による考え方
【目標値】 精神障害者の 地域移行支援利用者数	3人	・現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
【目標値】 精神障害者の 地域定着支援利用者数	1人	
【目標値】 精神障害者の 地域共同生活援助利用者数	28人	
【目標値】 精神障害者の 自立生活援助利用者数	1人	

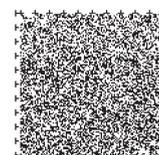
3 地域生活支援拠点等の整備

本市では、令和5年4月時点で地域において機能を分担する「面的整備」として整備を完了しています。

今後は、機能の充実のために運用状況の検証を行いながら、引き続き地域自立支援協議会等の関係機関と連携しながら、地域の状況を把握したうえで、地域生活支援拠点等の充実に努めます。

図表 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備	1か所	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
【目標値】 コーディネーター配置	1人	
【目標値】 運用状況の検証・検討	年1回以上	



4 強度行動障害者への支援体制整備

支援体制について検討を行いながら、計画期間内に市単独での整備を目指します。

図表 強度行動障害者への支援体制整備

項目	整備時期	国の基本指針による考え方
【目標値】 強度行動障害者への 支援体制整備	令和8年度	・令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

5 福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所をはじめ、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、一般就労を希望する方への不安解消に努めるとともに、企業等へ働きかけ、法定雇用率をはじめ、障害者の一般就労に向けた理解促進に努めます。

また、障害の多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、令和6年度より新たに提供される就労選択支援、サービス提供事業所等とともに、本市の現況に即した就労の選択、一般就労への移行及び職場定着を進めます。

(1) 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

図表 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

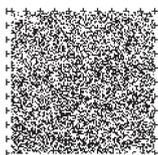
項目	構築時期	国の基本指針による考え方
【目標値】 雇用や福祉等の関係機関が 連携した支援体制の構築	設置済	・地域自立支援協議会に就労支援部会等を設けるなど、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築が進むよう取組を進めること

(2) 福祉施設から一般就労への移行者数

図表 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和3年度の 一般就労移行者数	9人	・令和3年度に一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度末の 一般就労移行者数	14人	・令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上

※ 目標値は、令和8年末の「① 就労移行支援事業における一般就労への移行者数」(11人)、「② 就労継続支援事業における一般就労への移行者数」(A型事業：1人、B型事業：2人)の合計値。(次ページ参照)



① 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

図表 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和3年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	8人	・令和3年度末において就労移行支援事業所から一般就労へ移行した者の数
【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	11人	・令和8年度末までに令和3年度一般就労への移行実績の1.31倍以上

② 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

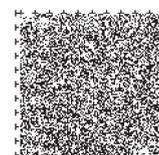
図表 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和3年度末の就労継続支援事業の一般就労への移行者数	A型事業 0人 B型事業 1人	・就労継続支援事業の事業目的等に鑑み、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
【目標値】 令和8年度末の就労継続支援事業の一般就労への移行者数	A型事業 1人 B型事業 2人	

(3) 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

図表 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	2人	・令和3年度実績の1.41倍以上
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	3人	
【目標値】 令和8年度末の就労定着率5割以上の事業所数の割合	5割	・令和8年度末までに就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
【目標値】 令和8年度末の就労定着率7割以上の事業所数の割合	2割5分	・令和8年度末までに就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすること



6 相談支援体制の充実・強化等

本市において、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

(1) 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

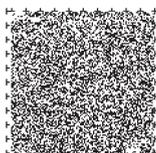
図表 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

項目	整備時期	国の基本指針による考え方
【目標値】 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること
【目標値】 専門的な指導・助言件数	48件	
【目標値】 人材育成の支援件数	5件	
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

図表 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 個別事例の検討件数	1件	<ul style="list-style-type: none"> 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること



7 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

本市の障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくするための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくこと等により、障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築します。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数

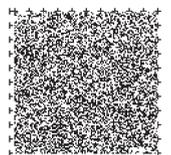
図表 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数	5人	・令和8年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

図表 障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	・令和8年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	1回	

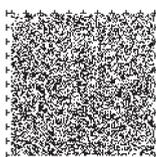
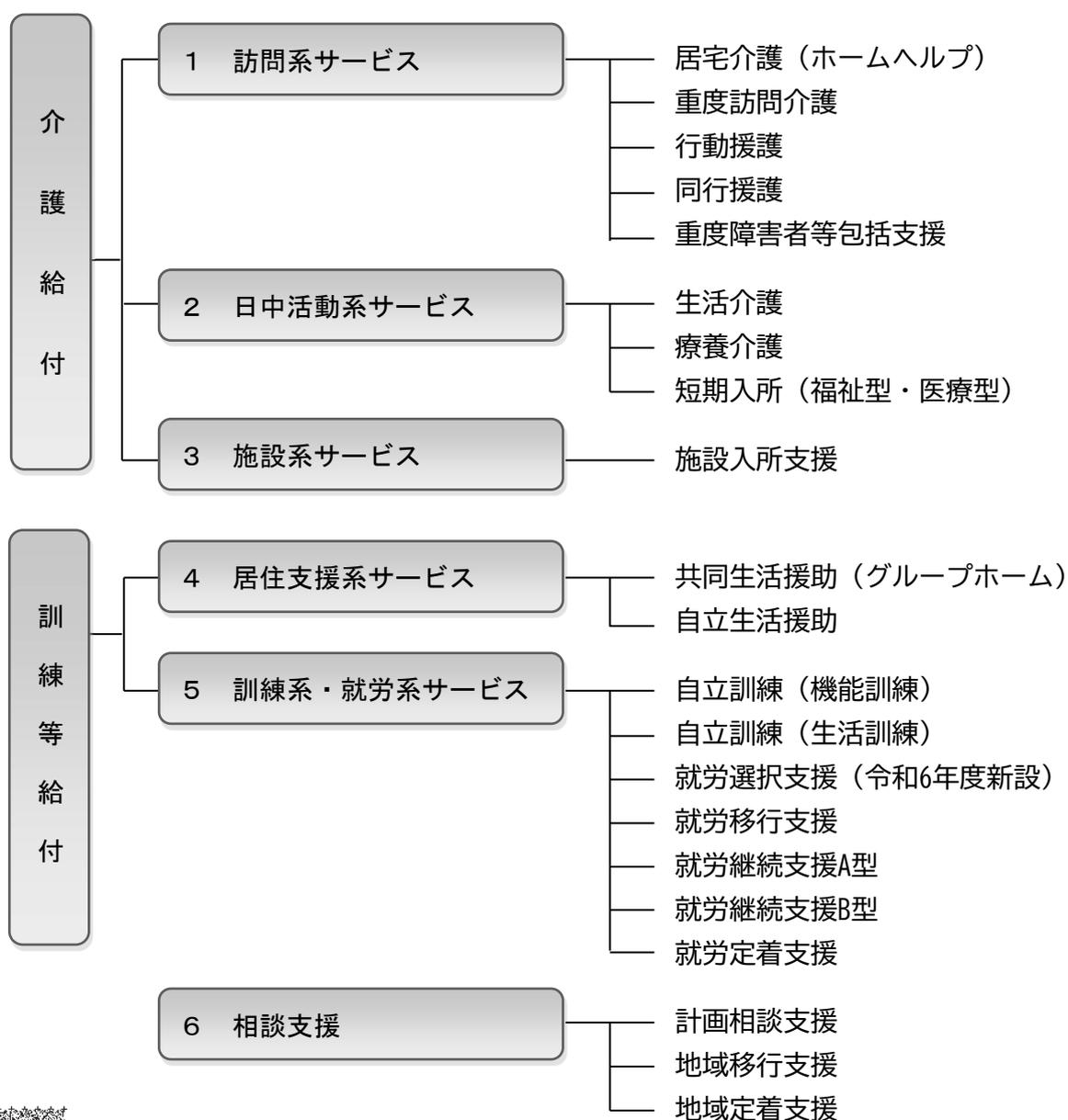


第3章 計画期間におけるサービスの見込み量

本市は、令和8年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

なお、障害福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「施設系サービス」、「居住支援系サービス」、「訓練系・就労系サービス」、「相談支援」の6つに分けることができます。

図表 障害福祉サービスの体系



1 訪問系サービスの見込み量

[サービス概要]

事業名	内 容
居 宅 介 護	自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同 行 援 護	重度の視覚障害で移動に困難を有する障害者などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

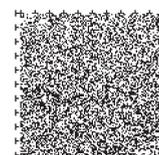
- 令和5年度現在、市内8事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。
- 利用状況は、各年で利用人数、利用時間に増減がみられますが、令和5年度における利用人数、利用時間は、共に計画値を下回り、1か月の平均利用時間は、1人当たり16.8時間となっています。

項 目	単 位	第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居 宅 介 護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画値	利用人数 (実人/月)	66	66	65	58	61	64
	実績		51	55	55	53	51	52
	計画値	利用時間数 (延時間/月)	1,194	1,182	1,170	914	962	1,009
	実績		838	855	846	880	907	871
平均利用時間(時間/人)			16.4	15.5	15.4	16.6	17.8	16.8

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居 宅 介 護	利用人数(実人/月)	46	46	46
	利用時間数(延時間/月)	801	801	801



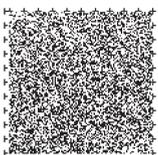
項 目	単 位	第 7 期		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
重 度 訪 問 介 護	利用人数 (実人/月)	0	0	0
	利用時間数 (延時間/月)	0	0	0
同 行 援 護	利用人数 (実人/月)	5	5	5
	利用時間数 (延時間/月)	68	68	68
行 動 援 護	利用人数 (実人/月)	0	0	0
	利用時間数 (延時間/月)	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数 (実人/月)	0	0	0
	利用時間数 (延時間/月)	0	0	0

[見込み量の設定]

- 第 7 期より、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスごとに見込み量を設定します。
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 6 期の利用実績から計画期間の人数を推計しました。
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「延時間/月」見込みについては、「実人/月」と第 6 期の利用平均時間から、「平均利用時間」（居宅介護 17.4 時間、同行援護 13.6 時間）を掛けて算定しました。
- 重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の「実人/月」見込みについては、第 5 期・第 6 期共に利用実績がないことから、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 利用者数、利用時間共に減少しており、計画期間における見込み量は、現状では確保が可能と考えられますが、利用者の加齢とともに家族も高齢化し、利用ニーズが増えることも考えられることから、引き続き既存事業所でのサービス提供状況を確認し、見込み量を確保します。
- 利用にあたっては、利用者及び家族とのコミュニケーションや同性介助への対応など、多様なニーズが想定されることから、既存サービス提供事業所でのヘルパー人員の確保やサービスの質の向上に努めます。



2 日中活動系サービスの見込み量

(1) 生活介護

[サービス概要]

事業名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内14事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。
- 利用状況は利用人数が計画値を下回る推移となっており、令和3年度の利用日数は計画値を上回る実績となっています。

項 目	単 位	第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	計画値	利用人数	298	301	304	287	290	293
	実績	(実人/月)	286	284	283	283	276	274
	計画値	利用日数	5,959	6,019	6,079	5,597	5,655	5,714
	実績	(延人日/月)	5,539	5,571	5,843	5,708	5,568	5,326
平均利用日数(日/人)			19.4	19.6	20.6	20.2	20.2	19.4

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

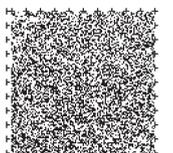
項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用人数(実人/月)	269	264	260
	利用日数(延人日/月)	5,918	5,808	5,720

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に1か月に利用可能な日数(22日)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 今後、地域生活移行の推進が進むことで、日中の活動の場としての役割が大きいため、県及びサービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるようサービス充実及び基盤の確保に努めます。



(2) 療養介護

[サービス概要]

事業名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内にサービス提供事業所はなく、市外事業所により、サービスが提供されています。
- 利用状況は、第6期計画期間において利用人数、利用日数共に増加がみられ、計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	計画値	8	8	8	7	7	7
	実績	7	7	7	9	10	10

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

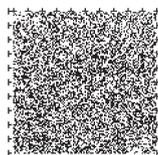
項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用人数(実人/月)	11	11	12

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。

[見込み量確保の方策]

- 障害者の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする方が増える可能性があるため、引き続き見込み量の確保に努めます。



(3) 短期入所

[サービス概要]

事業名	内 容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

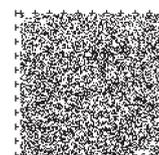
- 令和5年度現在、市内11事業所（福祉型）及び市外事業所によりサービスが提供されています。
- 福祉型の利用状況は、利用人数に各年度で増減がみられ、利用日数は特に令和4年度実績が計画値を大きく下回る推移となっています。
- 医療型の利用状況は、各年度で0～1人の利用となっています。

項 目	単 位	第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
短期入所 (福祉型)	計画値	利用人数 (実人/月)	34	34	35	47	48	49
	実績		43	44	59	47	48	52
	計画値	利用日数 (延人日/月)	292	292	295	382	390	399
	実績		368	331	390	373	297	314
平均利用日数(日/人)			8.6	7.5	6.6	7.9	6.2	6.0
短期入所 (医療型)	計画値	利用人数 (実人/月)	-	-	-	1	1	1
	実績		-	-	-	1	0	1
	計画値	利用日数 (延人日/月)	-	-	-	8	8	8
	実績		-	-	-	3	0	4
平均利用日数(日/人)			-	-	-	3.0	0.0	4.0

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	利用人数(実人/月)	55	58	60
	福祉型	54	57	59
	医療型	1	1	1
	利用日数(延人日/月)	367	387	401
	福祉型	363	383	397
	医療型	4	4	4



[見込み量の設定]

(福祉型)

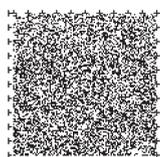
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 6 期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と令和 3 年度から令和 5 年度の「平均利用日数」(6.7 日)を掛けて算定しました。

(医療型)

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 6 期の利用人数推移状況から計画期間の人数を各年度 1 人としました。
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と令和 3 年度から令和 5 年度の最大利用実績(4.0 日)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 短期入所については、緊急時の対応や介護者が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有しており、今後も必要と思われる量の確保に努め、サービス基盤の整備の促進を図ります。



3 施設系サービスの見込み量

(1) 施設入所支援

[サービス概要]

事業名	内 容
施設入所支援	常時介護を必要とする人に対し、主に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内2事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。
- 令和5年度の利用者数は109人となっています。

項 目	単 位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	計画値	116	115	114	112	111	110
	実績	113	112	111	110	109	109

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

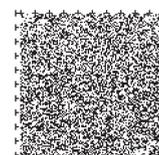
項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用人数(実人/月)	108	106	103

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度の「実人/月」見込については、令和4年度末の末時点の施設入所者(109人)より5%以上(6人)削減とし、103人を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- グループホームでの対応が困難な方や、介護保険施設での対応が困難な方など、真に施設を必要とする方に対し適切なサービスが提供されるよう、サービス提供事業所と連携を図ります。
- 施設入所支援については、入所者の高齢化や意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れながら、介護保険施設の利用、地域への移行を支援します。



4 居住支援系サービスの見込み量

(1) 共同生活援助

[サービス概要]

事業名	内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内12事業所、市外事業所により、サービスが提供されています。
- 令和5年度の利用者数は115人となっており、計画値を上回る推移となっています。
- 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取組であり、地域の理解を深め、在宅・日中活動サービスの充実とともに、地域生活の定着を図るため、引き続き総合的に取り組む必要があります。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	計画値	112	115	119	101	103	105
	実績	98	100	105	113	114	115

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

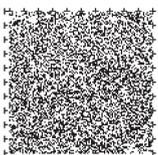
項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	利用人数(実人/月)	116	117	118

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。

[見込み量確保の方策]

- 共同生活援助については、地域移行後の生活の場であると同時に、親亡き後の生活の場として、引き続き必要性が高まることも予想されるため、計画的な整備に努めるほか、地域生活支援拠点等の機能強化に向けて、相談支援や緊急時の対応等、今後の居住支援策について事業所間で連携して取り組みます。



(2) 自立生活援助

[サービス概要]

事業名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内にサービス提供事業所はなく、利用者もいない状況です。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	0

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

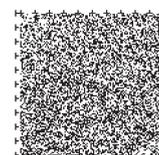
項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用人数(実人/月)	1	1	1

[見込み量の設定]

- 第5期・第6期においては、計画期間においては利用実績がありませんが、第7期計画期間においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果目標に合わせて1人を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、現在、障害者支援施設やグループホーム等を利用している方、宿泊型自立訓練を利用している方より、利用ニーズを把握し、利用希望者があった際には、円滑なサービス利用につながるよう相談対応に努めます。
- 市内にサービス提供基盤がないため、市外のサービス提供所とも連携を図りながら、提供基盤を確保します。



5 訓練系・就労系サービスの見込み量

(1) 自立訓練（機能訓練）

[サービス概要]

事業名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	身体障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

○ 令和5年度現在、市内にサービス提供事業所はなく、利用者もいない状況です。

項 目	単 位	第4期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練 （機能訓練）	計画値	利用人数 （実人/月）	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0	0	0
	計画値	利用日数 （延人日/月）	6	6	6	6	6
	実績		0	0	0	0	0
平均利用日数（日/人）		-	-	-	-	-	-

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

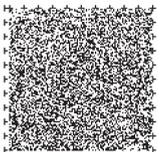
項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （機能訓練）	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0

[見込み量の設定]

○ 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについて、第5期・第6期共に利用実績がないことから、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

[見込み量確保の方策]

○ 計画期間におけるサービス提供が市外となるため、関係機関やサービス提供事業所との情報共有などの連携を図り、支援を必要とする方の把握に努めることで、適切なサービス提供基盤を確保します。



(2) 自立訓練（生活訓練）

[サービス概要]

事業名	内容
自立訓練 （生活訓練）	知的障害または精神障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内にサービス提供事業所はなく、市外事業所により、サービスが提供されています。
- 利用状況は、利用人数、利用日数共に減少傾向がみられ、第6期の利用者数は1~2人となっており、計画値を下回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立訓練 （生活訓練）	計画値	利用人数 (実人/月)	11	11	11	4	4	4
	実績		9	4	0	1	1	2
	計画値	利用日数 (延人日/月)	253	253	253	99	99	99
	実績		230	105	0	22	22	35
平均利用日数(日/人)			25.6	26.3	0	22.0	22.0	17.5

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

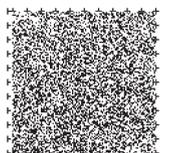
項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （生活訓練）	利用人数(実人/月)	2	3	3
	利用日数(延人日/月)	44	66	66

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に1か月に利用可能な日数(22日)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 機能訓練と同様に、計画期間におけるサービス提供が市外となるため、関係機関やサービス提供事業所との情報共有などの連携を図り、支援を必要とする方の把握に努めることで、適切なサービス提供基盤を確保します。



(3) 就労選択支援

[サービス概要]

事業名	内容
就労選択支援	就労を希望する障害者が、就労支援サービスを利用し始める段階で就労アセスメントの機会を設けることにより、希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。

[第7期のサービス見込み量の設定]

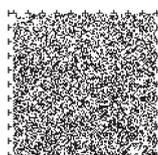
項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用人数(実人/月)	0	2	2

[見込み量の設定]

- 令和7年度開始予定の新たなサービスとなるため、令和6年度の「実人/月」は見込みませんが、令和7年度以降は、就労系サービスの利用や一般就労へ移行する際の利用（各年度2人）を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 就労を希望する利用者が、本人の希望に添った選択ができるよう、関係機関やサービス提供事業所と連携を図り、適切なサービス提供基盤を確保します。



(4) 就労移行支援

[サービス概要]

事業名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内2事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。
- 利用状況は、各年度で増減していますが、利用人数、利用日数共に減少傾向にあり、計画値を下回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労移行支援	計画値	利用人数 (実人/月)	13	13	13	21	22	23
	実績		21	21	16	15	12	13
	計画値	利用日数 (延人日/月)	225	225	225	339	355	371
	実績		325	344	299	237	190	243
平均利用日数(日/人)			15.5	16.4	18.7	15.8	15.8	18.7

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

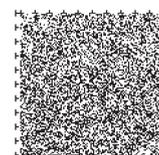
項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用人数(実人/月)	14	15	16
	利用日数(延人日/月)	308	330	352

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に1か月に利用可能な日数(22日)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 引き続き、市内外のサービス提供事業所及び関係機関と連携し、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤を確保します。
- 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望を叶える就労機会の確保に努めます。



(5) 就労継続支援 (A型)

[サービス概要]

事業名	内容
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型は事業者との雇用契約があるサービスです。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内2事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。
- 利用状況は、利用人数、利用日数共に減少傾向にあり、計画値を下回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労継続支援 (A型)	計画値	利用人数 (実人/月)	38	41	44	33	34	35
	実績		33	30	29	31	29	29
	計画値	利用日数 (延人日/月)	718	776	838	646	665	685
	実績		649	621	581	639	608	552
平均利用日数 (日/人)			19.7	20.7	18.3	20.6	21.0	19.0

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

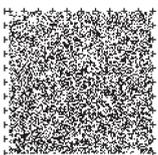
項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	利用人数 (実人/月)	28	27	26
	利用日数 (延人日/月)	616	594	572

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に1か月に利用可能な日数(22日)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 引き続き、市内外のサービス提供事業所及び関係機関と連携し、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤を確保します。
- 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望を叶える就労機会の確保に努めます。



(6) 就労継続支援 (B型)

[サービス概要]

事業名	内容
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内7事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。
- 利用状況は、利用人数、利用日数共に増加傾向にあり、計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労継続支援 (B型)	計画値	利用人数 (実人/月)	114	118	119	136	140	144
	実績	利用人数 (実人/月)	122	122	137	145	169	170
	計画値	利用日数 (延人日/月)	2,149	2,214	2,233	2,493	2,567	2,640
	実績	利用日数 (延人日/月)	2,210	2,276	2,702	2,703	3,215	3,058
平均利用日数 (日/人)			18.1	18.7	18.2	18.6	19.0	18.0

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

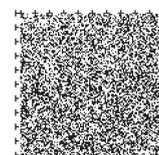
項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	利用人数 (実人/月)	171	172	173
	利用日数 (延人日/月)	3,058	3,762	3,784

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に1か月に利用可能な日数(22日)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 引き続き、市内外のサービス提供事業所及び関係機関と連携し、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤を確保します。
- 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望を叶える働く場や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上を図ります。



(7) 就労定着支援

[サービス概要]

事業名	内 容
就 労 定 着 支 援	一般就労した障害者が、職場に定着でき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内にサービス提供事業所はなく、市外事業所により、サービスが提供されています。
- 利用状況として、第6期は各年度2人が利用しています。

項 目	単 位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就 労 定 着 支 援	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	1	2	2	2

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

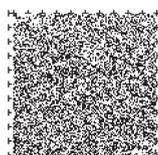
項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就 労 定 着 支 援	利用人数(実人/月)	2	2	3

[見込み量の設定]

- 今後一般就労へ移行する方への就労定着を2~3人を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 就労移行支援、就労継続支援(A・B型)のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する方の把握、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤を確保します。



6 相談支援の見込み量

(1) 計画相談支援

[サービス概要]

事業名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

[第5期・第6期のサービスの利用状況]

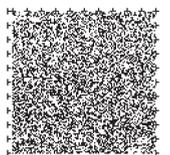
- 令和5年度現在、市内9事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。
- 支給決定を受けた障害者、またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画を作成します。

項 目	単 位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画値	575	575	575	529	534	539
	実績	505	512	585	601	616	616
地域移行支援	計画値	3	3	3	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績	0	2	0	0	0	0

※各年度3月末現在、第5期の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第7期のサービス見込み量の設定]

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数(人)	622	626	630
地域移行支援	利用人数(人)	1	2	3
地域定着支援	利用人数(人)	1	1	1



[見込み量の設定]

(計画相談支援)

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「利用人数」の見込みについては、第 6 期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。

(地域移行支援)

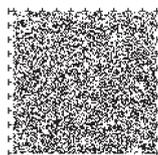
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「利用人数」の見込みについては、第 5 期・第 6 期共に利用実績はありませんが、計画期間においては 3 人を見込みます。

(地域定着支援)

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「利用人数」の見込みについては、第 5 期・第 6 期共に利用実績から、計画期間は各年 1 人の利用を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 関係機関や地域自立支援協議会と連携して、適切なケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の生活の質の向上を図ります。
- 適切な障害福祉サービスの利用や円滑な地域生活移行を支援するために、相談支援事業所の確保や地域生活支援者の把握に努めます。
- サービスを必要とする方のニーズに対応するためにも、引き続きサービス提供事業所や関係機関と連携し、提供体制の整備を図り相談支援の充実強化を推進します。



7 地域生活支援事業サービスの見込み量

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市町村の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

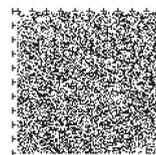
図表 主な地域生活支援事業

サービス	事業の内容	対象者
○相談支援事業 [必須]	障害者・障害児の保護者や障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行う。	身・知・精・児
○成年後見制度利用支援事業 [必須]	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障害者等の権利擁護を図る。	知・精
○コミュニケーション支援事業 [必須]	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する。	身
○日常生活用具給付事業 [必須]	重度障害者等に対し、日常生活用具の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図る。	身・知・児
○移動支援事業 [必須]	屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のため、外出時の移動を支援する。	身・知・精・児
○地域活動支援センター事業 [必須]	地域活動支援センターを通じて、障害者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る。	身・知・精
○日中一時支援事業 [必須]	自宅で介護を行っている者が、病気や冠婚葬祭、休息をとる場合などに、日中一時的に施設で入浴、排せつ、食事の支援を行う。	身・知・精・児
○訪問入浴サービス事業 [任意]	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問による居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持などを図る。	身

※ 対象者欄中の略語は次のとおりです。

身：身体障害者 精：精神障害者 知：知的障害者 児：障害児

※ 地域生活支援事業には、障害者総合支援法第77 条第1 項事業（市が実施しなければならない必須事業）と障害者総合支援法第77 条第3 項事業（任意の事業）があります。

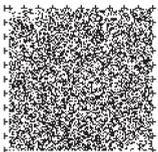


(2) 地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策

第7期計画期間における地域生活支援事業の見込み量は、次のとおりです。

図表 第7期計画の地域生活支援事業の見込み量一覧

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【①相談支援事業】				
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有
【②成年後見制度利用支援事業】				
成年後見制度利用支援事業	件	3	3	3
【③コミュニケーション支援事業】				
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件	350	350	350
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
【④日常生活用具給付事業】				
日常生活用具給付事業（計）	件	2,156	2,156	2,156
介護訓練支援用具	件	4	4	4
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	22	22	22
排泄管理支援用具	件	2,100	2,100	2,100
住宅改修費	件	1	1	1
【⑤移動支援事業】				
移動支援事業	人	5	5	5
	時間	820	820	820
【⑥地域活動支援センター】				
主たる事業所	か所	2	2	2
	人	20	20	20
従たる事業所	か所	4	4	4
	人	30	30	30
【⑦日中一時支援事業】				
日中一時支援事業	か所	12	12	12
	人	48	48	48
	延人	1,920	1,920	1,920
【⑧訪問入浴サービス事業】				
訪問入浴サービス事業	か所	4	4	4
	人	14	14	14



① 相談支援事業

相談支援事業は、地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行うサービスです。

基幹相談支援センターは、「障害者総合支援法」の一部改正により平成24年4月から制度化されたもので、身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への技術支援や研修の企画運営を行うなど、人材育成に努め、地域の相談支援の向上を担います。

また、地域自立支援協議会の運営、権利擁護、虐待対応など、総合的な相談業務を担うほか、成年後見制度利用促進に向けた支援も期待されます。

市町村相談支援機能強化事業は、専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応など、相談支援事業の機能強化のため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置します。

[第7期のサービス見込み量の設定]

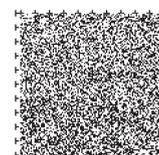
項 目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【①相談支援事業】				
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有

[見込み量の設定]

- 障害者相談支援事業は、3事業所への委託により相談支援事業所を設置し、必要量の確保がされてきたことから、引き続き事業を実施します。
- 基幹相談支援センターについては、委託相談支援事業所等と地域の実情に合った設置のあり方、必要性の検討を行います。
- 市町村相談支援機能強化事業は、既に設置した相談支援事業の実施状況やニーズの検証を行ったうえで事業に取り組みます。

[見込み量確保の方策]

- 相談支援事業は、毎年度、取扱い相談件数が着実に増加し、適切なサービス利用へつなぐなど、事業としての成果がみられます。今後も障害者の相談先として周知徹底を図っていくとともに、状況に応じて必要な整備を図ります。



② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用促進計画に基づき、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な方に対し、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見の申立てに要する経費や後見人等の報酬費を助成し、成年後見制度の利用を支援します。

[第7期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【②成年後見制度利用支援事業】				
成年後見制度利用支援事業	件	3	3	3

[見込み量の設定]

- 介助者や障害者自身の高齢化もあり、今後、成年後見制度を必要とする方の増加は見込まれ、これまでの利用実績から毎年度3人と設定します。

[見込み量確保の方策]

- 利用の必要性や手続きの方法などの周知を図るほか、成年後見制度の必要性やその利用方法などを当事者やその家族が理解できるよう、関係機関と連携して市民講座や学習会を開催するなど制度利用の促進を図ります。
- 相談支援事業者やサービス提供事業所をはじめ、今後新たに設置が見込まれる中核機関、地域連携ネットワークと連携し、成年後見制度の利用が必要と見込まれる障害者の情報を共有するとともに、当事者を含むチームとして制度を必要とする方に対して迅速な対応を図ります。

③ コミュニケーション支援事業

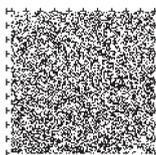
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う事業です。

[第7期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【③コミュニケーション支援事業】				
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件	350	350	350
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

[見込み量の設定]

- 手話通訳者派遣事業は、「障害者総合支援法」施行の平成18年10月から、市の担当課に手話通訳者を配置し利用者のニーズに対応してきましたが、令和5年度から手話通訳者が不在となっています。



- 要約筆記奉仕員派遣事業は、現在まで利用希望がありませんでしたが、各種講演会やイベントにおいて要約筆記奉仕員を配置し、事業の周知を図り活用されるよう推進することとして、年間数回程度を見込んでいます。
- 手話通訳者と要約筆記奉仕員の派遣事業合計で、これまで同様、小学校、中学校での福祉体験など利用者本人からの派遣だけでなく、学校や各種イベントからの要請のほか、近年は介護保険の認定調査や通院時の通訳についての依頼も増えている状況を踏まえ見込んでいます。
- 手話通訳者設置事業の設置人数は、1人と設定します。

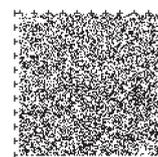
[見込み量確保の方策]

- 要約筆記奉仕員派遣事業については、要約筆記がどのようなものかを経験してもらうためにも市の講演会やイベントにおいて要約筆記奉仕員を配置し、実際に経験してもらう機会を設けます。
- 市内のボランティア団体などに対して、県などで実施する要約筆記奉仕員養成研修の受講を推進し、要約筆記奉仕員の登録を図ります。
- 手話通訳者は、令和5年度から手話通訳者が不在となったため、人員の確保に取り組めます。今後、さらに事業の周知とニーズの把握を図り、日常生活において手話通訳を必要とする方々が気軽に活用できるよう必要に応じて配置日数などを検討します。

④ 日常生活用具給付事業

重度障害者等に対し、自立生活支援用具等を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る事業です。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成



[第7期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【④日常生活用具給付事業】				
日常生活用具給付事業（計）	件	2,156	2,156	2,156
介護訓練支援用具	件	4	4	4
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	22	22	22
排泄管理支援用具	件	2,100	2,100	2,100
住宅改修費	件	1	1	1

[見込み量の設定]

- 各用具別の利用実績から、計画期間に介護訓練支援用具を除き毎年度同数の利用件数と設定します。

[見込み量確保の方策]

- 障害の状態に合わせ、在宅での日常生活を支えるための用具であり、これらの用具を使用することにより自立を支援し、社会参加が進むよう、今後も適切な給付を図ります。

⑤ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

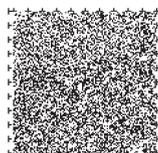
現在、実施している移動支援事業は、移動の際のガイドヘルパー派遣と慢性透析療法患者の通院時の送迎サービスです。

[第7期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【⑤移動支援事業】				
移動支援事業	人	8	8	8
	時間	920	920	920

[見込み量の設定]

- ガイドヘルパー派遣事業の普及や家族介助が受けられない慢性透析療法患者の増加が見込まれることから、計画期間においては、ガイドヘルパー派遣の利用者を5人、1人当たりの年間利用時間を40時間として200時間、慢性透析療法患者の送迎サービスの利用者を3人、1人当たりの年間利用時間を240時間として720時間、合計で8人、920時間と設定しました。



[見込み量確保の方策]

- ガイドヘルパー派遣では、日常生活における様々な移動において、利用者のニーズに合った、きめ細かな支援を行います。

⑥ 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障害者に対して、創作活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流を促進し、日常生活や社会生活を営むことができるように活動を支援する場です。

[第7期のサービス見込み量の設定]

項 目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【⑥地域活動支援センター】				
主たる事業所	か所	2	2	2
	人	20	20	20
従たる事業所	か所	4	4	4
	人	30	30	30

[見込み量の設定]

- 平成24年度より、2か所の地域活動支援センターの従たる事業所として、4か所の小規模作業所の移行を図り、個別支援計画に基づき支援を行っています。
- 定期的に評価を行い、他のサービスへ移行している状況等も踏まえ、設定しています。

[見込み量確保の方策]

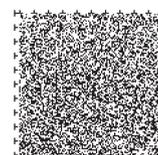
- 地域活動支援センターは2法人に委託し、継続運営します。
- 主たる事業所と従たる事業所が合同での事業なども行うことができ、それぞれの事業所の利用者同士の交流も想定され、利用者の社会参加の拡大などを図ります。

⑦ 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

[第7期のサービス見込み量の設定]

項 目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【⑦日中一時支援事業】				
日中一時支援事業	か所	12	12	12
	人	48	48	48
	延人	1,920	1,920	1,920



[見込み量の設定]

- 計画期間の利用については、これまでの利用状況を踏まえ、実施事業所数を 12 か所、実利用人数は 48 人とし、1 人当たりの年間延利用日数を 40 日とし、1,920 延人と設定しています。

[見込み量確保の方策]

- 日中一時支援事業は、介助者のレスパイト機能としても重要な役割を果たしています。今後は利用ニーズを把握しながら、市内のサービス提供事業所に対し、新たな提供基盤の確保に努めるほか、利用者が短期入所によるレスパイトと棲み分けを図りながら、有効に利用できるように働きかけていきます。

⑧ 訪問入浴サービス事業

自宅において入浴することが困難で常時寝たきりの身体障害者に対し、訪問し入浴できるよう支援する事業です。

[第 7 期のサービス見込み量の設定]

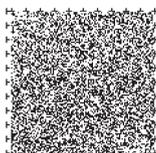
項 目	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
【⑧訪問入浴サービス事業】				
訪問入浴サービス事業	か所	4	4	4
	人	14	14	14

[見込み量の設定]

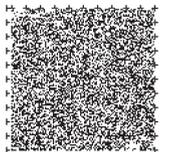
- サービス提供事業所は、現在、市内 3、市外 1 事業所への委託により実施されています。
- 利用者数は、同程度で推移しており、計画期間においても同程度の利用を見込んでいます。

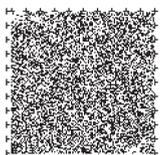
[見込み量確保の方策]

- 現在委託している市内の 3 事業所のほか、1 事業所に委託を図り、利用者の希望に添った安定したサービス提供体制の整備を図ります。



第4部 第3期障害児福祉計画





第1章 障害児福祉計画について

1 障害児福祉計画について

市町村障害児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量、見込み量を確保するための方策を定めます。

なお、国の基本指針に基づき、新たな障害児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

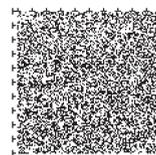
◎ 基本方針の見直し（主な事項）

- ① 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
 - ・地域におけるインクルージョンの推進
 - ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
 - ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
- ② 発達障害者等支援の一層の充実
 - ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
 - ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
 - ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
 - ・地域におけるインクルージョンの推進
 - ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

◎ 成果目標（令和8年度末の目標）

- ① 障害児支援の提供体制の整備等
 - ・児童発達支援センターの設置：各市町村または圏域に1か所以上
 - ・各市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
 - ・各市町村において医療的ケア児等支援の協議の場の設置（圏域での設置も可）
 - ・各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要をもとに作成



第2章 第3期計画における成果目標の設定

1 障害児支援の提供体制の充実

本市では、国の基本指針に基づき、次のとおり障害児支援の提供体制の充実を図ります。

(1) 児童発達支援センターの設置

令和8年度末までに、本市、または圏域内に児童発達支援センター1か所を設置することとなっており、本市では既に平成28年度から設置しています。

図表 児童発達支援センターの設置

項目	設置時期	国の基本指針による考え方
児童発達支援センターの設置	設置済	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置 ・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

(2) 障害児インクルージョン推進体制

令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっており、本市では既に2事業所で実施しています。

図表 障害児インクルージョン推進体制

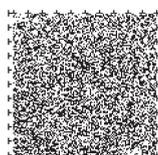
項目	構築時期	国の基本指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所については、市内事業所へ働きかけ、医療との連携を図りながら、事業所の確保及び事業継続を支援します。

図表 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

項目	数値	国の基本指針による考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保 ・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない



(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

令和 8 年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議の場を設置することとなっており、本市では既に平成 30 年度から設置しています。

引き続き、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

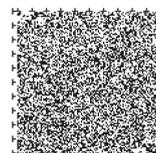
図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置

項 目	設置時期	備 考
医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置済	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和 8 年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること ・市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえで、圏域での設置であっても差し支えない

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを令和 8 年度末までに、3 人配置します。

図表 (参考) 医療的ケア児を支援する体制構築

項 目	数 値	備 考
医療的ケア児を支援する体制構築	3 人	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要な子ども等に関するコーディネーターを配置すること



第3章 計画期間におけるサービスの見込み量

第3期計画期間（令和6年度から令和8年度）のサービス見込み量の算定にあたっては、第2期障害児福祉計画期間（令和3年度から令和5年度）のサービス利用状況を踏まえて設定します。

1 障害児通所支援の見込み量

(1) 放課後等デイサービス

[サービス概要]

事業名	内容
放課後等デイサービス	就学している障害を持つ子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

[第1期・第2期のサービスの利用状況]

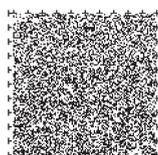
- 令和5年度現在、市内8事業所においてサービスが提供されています。
- 利用状況は、利用人数、利用日数共に増加しており、計画値を上回る利用となっています。

項目	単位	第1期			第2期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
放課後等デイサービス	計画値	利用人数	20	21	21	32	33	34
	実績	(実人/月)	41	39	39	42	52	58
	計画値	利用日数	326	333	340	515	531	547
	実績	(延人日/月)	621	543	639	630	829	865
平均利用日数(日/人)			15.1	13.9	16.4	15.0	15.9	14.9

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第3期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	利用人数(実人/月)	64	70	76
	利用日数(延人日/月)	970	1,061	1,152



[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第2期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と令和3年度から令和5年度の「平均利用日数」（15.2日）を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、サービス提供事業所と連携を図り放課後の居場所づくりを推進し、必要な利用者に提供できるよう、サービス基盤を整備、確保します。

(2) 児童発達支援

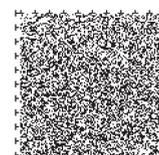
[サービス概要]

事業名	内 容
児童発達支援	障害を持つ子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型発達支援	障害を持つ子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害を持つ子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

[第1期・第2期のサービスの利用状況]

- 児童発達支援については、現在、市内4事業所においてサービスが提供されています。
- 児童発達支援の利用人数は、概ね計画値と同程度で推移していますが、利用日数は計画値を下回る推移となっています。

項 目	単 位	第1期			第2期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	計画値	利用人数	10	11	11	10	11	12
	実績	(実人/月)	13	11	13	11	8	8
	計画値	利用日数	175	180	186	180	198	216
	実績	(延人日/月)	238	195	214	187	148	136
平均利用日数(日/人)			18.3	17.7	16.5	17.0	18.5	17.0
医療型発達支援	計画値	利用人数	0	0	0	0	0	0
	実績	(実人/月)	0	0	0	0	0	0
	計画値	利用日数	0	0	0	0	0	0
	実績	(延人日/月)	0	0	0	0	0	0



項 目	単 位	第1期			第2期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
平均利用日数(日/人)		-	-	-	-	-	-
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	計画値	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	計画値	2	2	2	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
平均利用日数(日/人)		-	-	-	-	-	-

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第3期のサービス見込み量の設定]

項 目	単 位	第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児 童 発 達 支 援	利用人数(実人/月)	6	6	6
	利用日数(延人日/月)	105	105	105
医 療 型 発 達 支 援	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0

[見込み量の設定]

(児童発達支援)

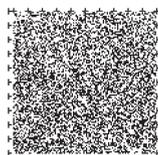
- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第2期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と令和3年度から令和5年度の「平均利用日数」(17.5日)を掛けて算定しました。

(医療型発達支援・居宅訪問型児童発達支援)

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第1期・第2期共に利用実績がなく、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 児童発達支援については、障害児や発達障害、発達の遅れが気になる子どもの増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での支援できるよう、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援の提供にあたっては、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、市内及び近隣自治体との広域的な調整によるサービスの確保に努めます。
- 医療型発達支援については、県や圏域内の動向をみながら、利用等について引き続き協議を進めます。



(3) 保育所等訪問支援

[サービス概要]

事業名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害を持つ子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

[第1期・第2期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内2事業所においてサービスが提供されています。
- 利用人数は増加しており、令和5年度は計画値を上回っていますが、利用日数は計画値を下回る推移となっています。

項目	単位	第1期			第2期			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保育所等訪問支援	計画値	利用人数(実人/月)	3	4	5	1	1	1
	実績		1	0	0	0	3	3
	計画値	利用日数(延人日/月)	3	4	5	1	1	1
	実績		1	0	0	0	5	1

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第3期のサービス見込み量の設定]

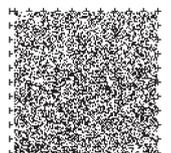
項目	単位	第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用人数(実人/月)	3	3	3
	利用日数(延人日/月)	1	1	1

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、毎年3人として算定しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と令和3年度から令和5年度の「平均利用日数」(1.0日)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 子育ての支援は障害の有無に関わらず、国・県・市の重要課題です。特に障害を持つ子どもを、地域で安心して育てられる環境づくりが必要です。そのため、適正な運用が図られるよう、関係機関及び広域圏のサービス提供事業所と連携を図りながら、必要な利用者に提供できるよう、サービス基盤を整備、確保します。



2 障害児相談支援の見込み量

[サービス概要]

事業名	内容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

[第1期・第2期のサービスの利用状況]

- 令和5年度現在、市内9事業所においてサービスが提供されています。
- 利用者数は減少しており、計画値を下回る推移となっています。

項目	単位	第1期			第2期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	計画値	33	36	36	44	44	44
	実績	37	44	40	55	65	65

※各年度3月末現在、令和5年度の実績は、4月利用分から6月利用分の平均値

[第3期のサービス見込み量の設定]

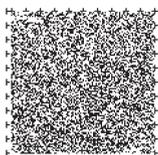
項目	単位	第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用人数(人)	72	72	72

[見込み量の設定]

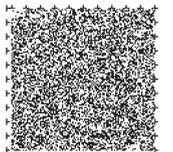
- 令和6年度から令和8年度までの「利用人数」の見込みについては、年齢による入替えがあるものの、急激な増減はないものとして、第1期・第2期の利用状況を踏まえて設定しました。

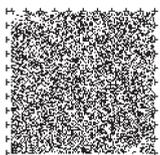
[見込み量確保の方策]

- 計画相談支援については、現在のサービス対象者数が適正にサービス利用計画が作成されるよう、必要な相談員数の確保に努めます。



第5部 計画の推進





第1章 計画の推進体制

1 円滑なサービス提供体制の確立

(1) 市民や関係団体等と行政との連携

これまで、障害者の自立や利用者本位によるサービス提供、家族への支援など、相談支援事業所はもとより、障害者団体など関係機関と連携し障害者の支援へつなげてきました。しかし、相談に来られない場合や虐待など、把握が困難で支援が必要なケースも考えられ、引き続き、きめ細かなサービス提供や情報提供につなげていく必要があります。

また、障害者の地域生活を支援するためには、地域の方々の理解、協力が必要不可欠であるため、社会福祉協議会等とも連携を図り、障害者への支援や理解を深めます。

(2) 災害時における支援と地域連携

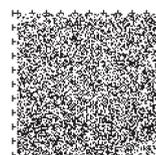
災害時に自力で避難することが困難な障害者や高齢者などに対して、災害情報等の伝達や避難等の手助けは、地域の方々の支援（共助・近助）が重要であり、地域と連携を図り、支援体制を整備していく必要があります。

今後は、災害時の障害者への支援体制を充実していくために、社会福祉協議会、消防署、警察、民生委員、自治会等との連携をさらに深めます。

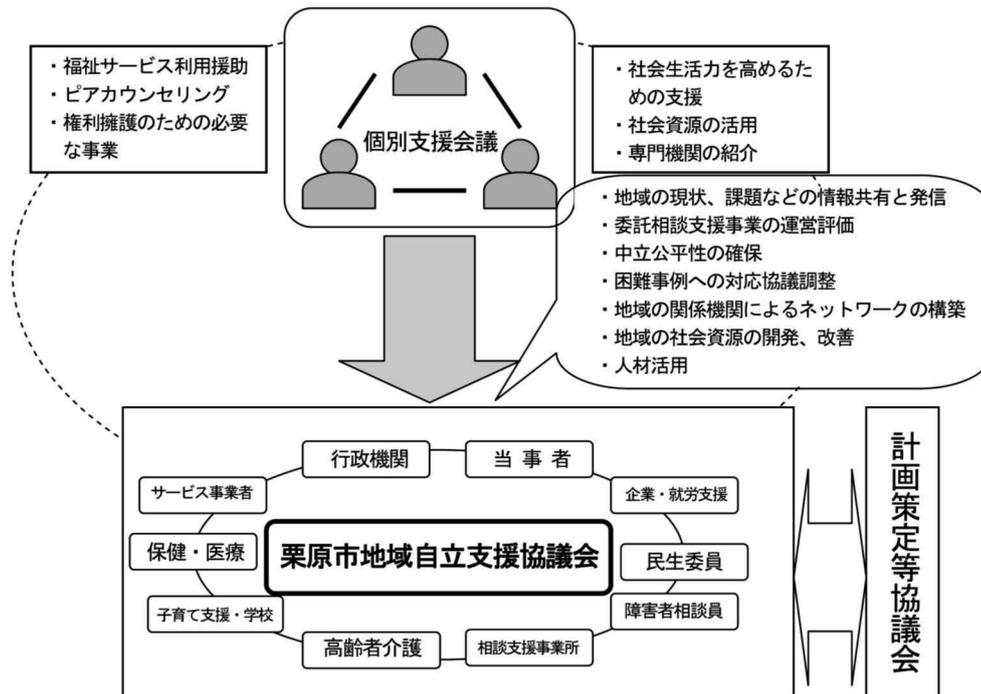
(3) 栗原市地域自立支援協議会

地域自立支援協議会では、個別支援会議等の中で明らかにされた地域課題や、今後の栗原市を見据える中で取組が求められることなどについて必要な情報の提供や共有を行っています。主に、相談支援事業所や、地域関係機関によるネットワークの構築、障害者等に関する施策の推進等について検討しています。特に、相談支援体制を中核として重要な役割を果たすことが期待されています。

今後も、協議会を中心として、ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や障害者本人による相互援助、権利擁護のための必要な援助等を提供する体制の充実を図るために、官民協働で障害者の地域生活を支える切れ目のない支援ネットワークを構築できるよう、さらなる幅広い分野からの参加を確保し、協議会の活性化を図るとともに、活動内容の周知に努めます。



図表 栗原市地域自立支援協議会



2 切れ目のない支援体制の構築

(1) 障害者・介助者の高齢化に伴う重層的支援体制の整備

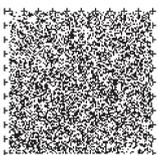
今後の高齢化の進展につれ、障害者も高齢化が進んでおり、世帯において様々な課題が複合化、複雑化することも考えられ、障害福祉施策においても市全体で「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的、重層的な支援体制を構築に取り組み、切れ目のない支援の実現を目指します。

また、高齢期を迎えた障害者は、介護保険が適用となることから、障害福祉サービスから介護保険サービスへの切替えが必要となります。

そのため、家族の状況等を踏まえながら、重層的支援体制のもと、障害福祉施策及び障害福祉サービスと高齢者福祉や介護保険との制度の整合、サービスの連続性の確保に向けた支援のあり方について検討します。

(2) サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保

サービス提供に関しては、障害者やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供等に対応した供給体制を確保します。



第2章 計画の進行管理

1 点検及び評価体制

(1) PDCA サイクルによる評価と見直し

計画自体をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

そのため、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」の「PDCA サイクル」により、進捗状況を確認、評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、障害福祉計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要となります。

そこで、地域自立支援協議会や関連機関に随時意見を聞きながら、本計画の実施状況等の点検や計画自体の問題点の把握などを行います。

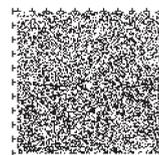
(2) 成果目標と活動指標について

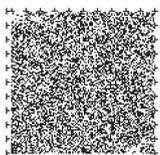
① 成果目標

成果目標に関しては、障害福祉計画及び障害児福祉計画における国の基本指針を踏まえ、「第7期計画における成果目標の設定」、及び「第3期計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

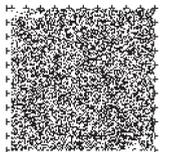
② 活動指標

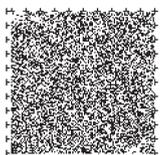
活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に障害福祉サービス必要量の見込と実績との差を分析、評価していきます。





資 料 編





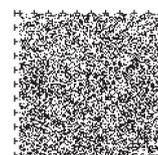
資料1 策定委員一覧

栗原市障害者基本計画策定等協議会委員名簿

(敬称略)

No	所属機関等（施設名）	委員名	備考
1	社会福祉法人 栗原秀峰会	二階堂 明彦	
2	社会福祉法人 栗原市社会福祉協議会	木川田 奈津江	
3	特定非営利活動法人 栗原市障害者就労支援センター 特定非営利活動法人ステップアップ	伊東 理沙	
4	築館公共職業安定所	矢内 聡	
5	医療法人財団弘慈会 石橋病院	石橋 弘二	
6	栗原市重症心身障害児（者）を守る会	曾根 紀元	
7	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所	赤坂 明美	
8	宮城県立金成支援学校	千葉 玲	
9	社会福祉法人豊明会	早坂 輝俊	
10	栗原市市民生活部健康推進課	高橋 良通	

(任期：令和4年7月28日から令和6年7月27日まで)



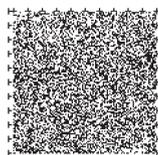
資料2 栗原市内の障害福祉サービス等事業所

図表 サービスごとの事業所数

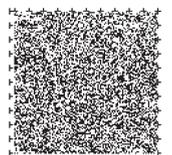
サービス種類名	給付区別	事業所数	備考
居宅介護事業	介護給付費	8	
重度訪問介護	介護給付費	8	
同行援護	介護給付費	2	
生活介護	介護給付費	14	
就労移行支援	訓練等給付	2	
就労継続支援（A型）	訓練等給付	2	
就労継続支援（B型）	訓練等給付	7	
短期入所	介護給付	11	
共同生活援助	訓練等給付	12	
障害者支援施設	介護給付	2	
計画相談支援	地域相談支援給付	10	※栗原市外含む
児童発達支援	障害児通所給付	4	
放課後等デイサービス	障害児通所給付	8	
保育所等訪問支援	障害児通所給付	2	
計		92	

図表 栗原市内の障害福祉サービス等事業所一覧

サービス種類名	給付区別	事業所・施設名称	
居宅介護事業	介護給付費	1	J A新みやぎ栗っこケアサービスセンター
		2	ニチイケアセンター高清水
		3	セントケア栗駒
		4	ホワイトベア栗原かいご
		5	ウエック築館ケアステーション
		6	ニチイケアセンターつきだて
		7	セントケアつきだて
		8	これさぼヘルパーステーション宮野中央
重度訪問介護	介護給付費	1	J A新みやぎ栗っこケアサービスセンター
		2	ニチイケアセンター高清水
		3	セントケア栗駒
		4	ホワイトベア栗原かいご
		5	ウエック築館ケアステーション
		6	ニチイケアセンターつきだて
		7	セントケアつきだて
		8	これさぼヘルパーステーション宮野中央
同行援護	介護給付費	1	セントケアつきだて
		2	ホワイトベア栗原かいご

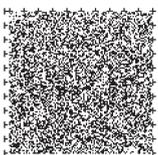


サービス種類名	給付区別	事業所・施設名称	
生活介護	介護給付費	1	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会生活介護事業所 はげましホーム
		2	特定非営利活動法人 虹の駅
		3	サポートセンターころんぶす
		4	ほっとさわべ1
		5	ほっとさわべ2
		6	ふくし工房かつらっぱ
		7	パン工房いそっぶ
		8	すぶりんぐ
		9	くりこま「ゆめ工房」
		10	チャレンジド岩ヶ崎
		11	風和の郷
		12	シェアワークスくりはら生活介護事業所
		13	ゆめや
		14	若柳共生型デイサービスセンターつむぎ
就労移行支援	訓練等給付	1	NPO ステップアップ
		2	ふくし工房かつらっぱ
就労継続支援（A型）	訓練等給付	1	NPO サン・A
		2	Hearts
就労継続支援（B型）	訓練等給付	1	NPO ステップアップ
		2	ふくし工房かつらっぱ
		3	パン工房いそっぶ
		4	ゆめや
		5	チャレンジド岩ヶ崎
		6	風薫る杜
		7	特定非営利活動法人 虹の駅 虹彩園
短期入所	介護給付	1	特定非営利活動法人 虹の駅
		2	ほっとさわべ1
		3	ほっとさわべ2
		4	特別養護老人ホーム山王
		5	ショートステイ ころんぶす鶴町
		6	チャレンジド岩ヶ崎
		7	グループホーム チャレンジド岩ヶ崎
		8	短期入所かつらっぱ
		9	共同生活援助事業所ふきのとう
		10	障がい者グループホームいろおり
		11	シェアワークスくりはら短期入所事業所



サービス種類名	給付区別	事業所・施設名称	
共同生活援助	訓練等給付	1	レガート
		2	すぶりんぐ
		3	くりこま「ゆめ工房」
		4	パン工房いそっぷ
		5	グループホーム うぐいすの里こもれびの家
		6	共同生活援助事業所ふきのとう
		7	グループホームのぞみ
		8	グループホーム チャレンジド岩ヶ崎
		9	シェアワークスくりはら
		10	グループホームころんぶす鶴まち苑
		11	障がい者グループホーム いろおり
		12	シェアワークスくりはらグループホーム
障害者支援施設	介護給付	1	ほっとさわべ1
		2	ほっとさわべ2
計画相談支援	地域相談支援給付	1	障害者相談支援センター あらいぶ
		2	ホワイトベア栗原相談支援センター
		3	相談支援 ころんぶす
		4	障がい児（者）相談支援事業所きぼう
		5	栗原市立はげまし学園
		6	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会相談支援事業所
		7	地域生活支援センターポレポレ※
		8	相談支援事業所 りつわ
		9	風和の郷
		10	シェアワークスくりはら相談支援事業所
児童発達支援	障害児通所給付	1	栗原市立はげまし学園
		2	児童発達支援 きぼう
		3	児童発達支援 よしの
		4	風和の郷
放課後等デイサービス	障害児通所給付	1	放課後等デイサービス よしの
		2	放課後等デイサービス ほたる
		3	放課後等デイサービス きぼう
		4	チャレンジド岩ヶ崎
		5	風和の郷
		6	シェアワークスくりはら放課後等デイサービス
		7	放課後等デイサービス ウイズ・ユー栗原
		8	特定非営利活動法人 虹の駅
保育所等訪問支援	障害児通所給付	1	栗原市立はげまし学園
		2	保育所等訪問支援 きぼう

※市外の事業所ですが、栗原市内の相談支援事業を行っています。



資料3 用語解説

用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

●アスペルガー症候群

発達障害者支援法による発達障害の1つで、「社会性」（他人といるときにどのような態度をとるか等）、「コミュニケーション」（自分の思っていることをどのように相手に伝えるか、相手の言葉を理解できるか等）、「創造力と想像力」（ふり遊び、みたて遊び、こだわり等）の分野で障害を持つ状態を指します。

●医療的ケア児

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的援助を必要とする子どものことです。

●インクルーシブ・インクルージョン

「包摂的な」「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する言葉で、あらゆる人が排除されないことを意味します。

か行

●共生社会

障害者をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

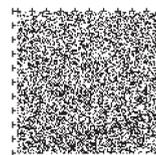
そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の形成を目指すものです。

●協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。本計画では、市民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いています。

●強度行動障害

食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど、本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。



なお、強度行動障害という名称は医学的な診断名ではなく、行政・福祉において必要な支援を判断するために使用されています。

●ケアマネジメント

障害者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのこと。

●高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障害を抱え生活に支障を来すことを指します。

高次脳機能障害は、精神・心理面での障害が中心となるため、外見上は障害が目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会の中で孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれることもあります。

●合理的配慮

障害の有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業者には、障害者に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。

さ行

●市町村障害者計画

障害者基本法第9条に基づき、市町村が策定する計画で、障害者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

●市町村障害児福祉計画

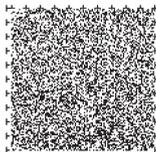
児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画。

●市町村障害福祉計画

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画。

●児童発達支援センター

地域の障害を持つ子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。



●自閉症

社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障害の1つ。

現在では、何らかの要因で脳に障害が起こったものとみなされており、知的障害を伴う場合、伴わない場合があります。(知的障害を伴わない場合を特に高機能自閉症と呼びます。)

●手段的日常生活動作 (IADL)

電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、日常生活動作ではとらえられない高次の生活機能の水準を測定するもの。

●手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳する人のこと。

●障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

●障害者虐待防止法

障害者に対する虐待は「障害者の尊厳を害する」行為と位置づけ、虐待の早期発見、防止を目的とした法律。主な内容は、障害者虐待を定義(1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待)するとともに、障害者の虐待禁止規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定をおき、障害者虐待防止等に係る具体的なスキーム(仕組み)や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めています。

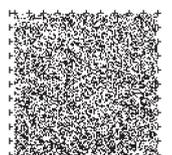
●障害者総合支援法

障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者(児)が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって、1級から6級までに区分されます。



●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって1級から3級までに区分されます。

●精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域の基盤を整えるものです。

●成年後見制度

知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度。

制度には家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ任意後見の2つの制度があります。

●生活の質（QOL）

障害福祉における「生活の質」としては、日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動や社会参加等を含め、社会生活の質的向上を含めた意味で用いられます。

た行

●地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものととらえる人やもの等の総称。ここでは障害福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体等の取組などをいいます。

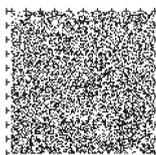
●地域自立支援協議会

障害者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。本市では栗原市地域自立支援協議会を設置しています。

地域自立支援協議会の主な役割としては、障害福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障害のある人一人ひとりの具体的な支援策を検討する等、課題の解決や保健等サービス提供機関に対するサービス提供の調整を図ります。

●特別支援学級

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上、または生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月施行）」により、「特別支援学級」となりました。



●特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月施行）」により、学校種が「特別支援学校」となりました。

な行

●難病等

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものです。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病といいます。

●日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度。

●ネットワーク

網の目のようにつくった組織、系列、つながりそのものを意味します。

社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で多く用いられます。

●ノーマライゼーション

高齢者や障害者など、ハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方です。等生化社会ともいいます。

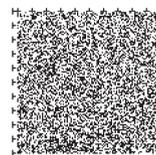
は行

●発達障害

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などを発達障害として挙げています。

●バリアフリー

社会生活や社会参加をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられています。



●避難行動要支援者

障害者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。

●福祉的就労

障害者の就労形態の1つ。一般就労（企業的就労）が困難な障害者のために、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら、作業を行う等、福祉的な観点に配慮された環境での就労のこと。

●ヘルプカード

障害者の緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのもの。

特に聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障害者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効です。

ま行

●モニタリング

ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ること。

や行

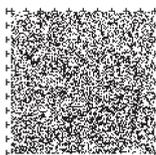
●ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

ら行

●ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を表すそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）等によって区分されます。



●療育

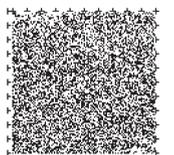
「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

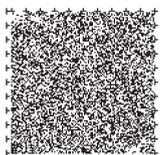
●療育手帳

知的障害者福祉法により知的障害と判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付されます。

●レスパイト

介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障害児（者）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。





栗原市障害者福祉計画

障害者基本計画
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行：令和6年3月

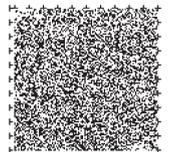
編集・発行：栗原市 市民生活部社会福祉課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

電話：0228-22-1340

FAX：0228-22-0340

市ホームページ：http://www.kuriharacity.jp/





栗原市

